

# 參考資料

## 参考資料目次

1) 保存活用計画策定検討委員会設置要綱	105
2) 計画策定の経過	
①令和4(2022)年度	106
②令和5(2023)年度	108
③令和6(2024)年度	110
3) 関連行政施策(抜粋)	
①東松島市第2次総合計画 後期基本計画	111
②東松島市国土利用計画—第2次—	121
④東松島市都市計画マスタープラン	133
⑧東松島市教育振興基本計画	145
注) 番号については本文第1表(P7)を参照	
4) アンケート調査	
①アンケート調査票	154
②アンケート調査結果	164
5) 関係法令(抜粋)	179
＊文化財保護法	
＊文化財保護法施行令	
＊特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	
＊文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	
＊特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則	
＊特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	
＊史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	

## 1) 保存活用計画策定検討委員会設置要綱

東松島市赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和4年3月24日  
東松島市教育委員会訓令甲第8号

(趣旨)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。)第109条第1項の規定により指定された史跡赤井官衙遺跡群の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図る赤井官衙遺跡群保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、東松島市赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- 1) 計画の基本的事項及び素案の策定に関すること。
- 2) その他計画の策定について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 1) 学識経験を有する者
- 2) 地域を代表する者
- 3) 東松島市文化財保護審議会委員の者
- 4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(謝礼及び旅費)

第7条 委員が会議に出席したときは、東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年東松島市条例第37号。以下「特別職の職員」という。)第2条別表第1の区分「東松島市文化財保護審議会」及び「東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会」の報酬額に準じて、謝礼を支給する。

2 委員が会議に出席するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。また、その費用は特別職の職員第4条第2項に準じるものとし、車賃、日当、宿泊料は同条別表第3の「別表第1に掲げる者」の区分を適用する。ただし、食卓料は支給除外とする。

3 前項に定める旅費の支給は、予算の定める範囲内で行うことができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 2) 計画策定の経過

### 史跡赤井官衙遺跡群保存活用計画策定委員会 開催・打合せ協議等 経過

#### ① 令和4(2022)年度

##### ◆ 第1回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和4年7月22日(金) PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 第1回委員会開催次第等について

\*開催次第、協議事項等について確認を行う。

2) 委員会提出資料の内容等について

\*計画の内容、構成、工程等について協議する。

##### ● 企画展の開催

開催日時：令和4年7月23日(土)～10月10日(月)

開催場所：奥松島縄文村歴史資料館

展示内容：「史跡赤井官衙遺跡群・矢本横穴 - 古代牡鹿をおさめた人々のお墓 -」

##### ■ 第1回 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会

開催日時：令和4年8月8日(火) AM10:00～

開催場所：東松島市コミュニティセンター・史跡赤井官衙遺跡群現地

主な議題：1) 保存活用計画の内容について

① 計画の目的と構成について

② 計画策定のスケジュールについて

③ 他計画との関わりについて

④ 地権者アンケートについて

2) 遺跡の保存管理について

3) 史跡赤井官衙遺跡群現況 現地視察

##### ■ 文化庁 現地視察・指導 (文化財第二課 史跡部門文化財調査官 野木雄大)

開催日時：令和4年8月23日(火) PM13:00～

開催場所：東松島市役所

主な議題：1) 史跡赤井官衙遺跡群現況 現地視察

2) 保存活用計画の内容について協議・指導

##### ● 講演会の開催 (東松島市文化財講演会)

開催日時：令和4年9月10日(土) PM13:30～

開催場所：東松島市コミュニティセンター

講師：文化庁 文化財第二課 埋蔵文化財部門 主任文化財調査官 近江 俊秀

演題：「王権と牡鹿郡 - 赤井官衙は、なぜ史跡指定されたのか -」

##### ◆ 第2回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和4年11月11日(金) PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 策定作業の進め方について

① 作業等スケジュールの確認

2) 「関連行政施策における位置づけ」について

① 現段階での把握内容

② 今後の作業方針

3) 「東松島市の概要」について

① 記載内容の検討

② 引用元資料の確認および提供

4) 「3. 史跡の概要 3) 史跡の価値」について

5) 「アンケート調査」の取扱いについて

① 調査項目の検討

② 実施の方針や時期の検討

##### ◆ 第3回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和5年1月17日(火) PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 第2回委員会開催次第等について

\*開催次第、協議事項等について確認を行う。

2) 委員会提出資料の内容等について

\*計画の内容、構成、工程等について協議する。

##### ■ 第2回 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会

開催日時：令和5年1月23日(月) PM13:30～

開催場所：東松島市コミュニティセンター

主な議題：1) 地権者アンケートについて

2) 保存活用計画の内容について

① 計画策定の経緯と目的

② 史跡の概要

3) 第3回委員会以降の検討内容について

##### ◆ アンケート調査の実施

実施機関：東松島市教育委員会 生涯学習課

実施時期：令和5年3月上旬

対象範囲：1) 赤井官衙遺跡群及び周辺にお住まいの方

2) 遺跡内に土地を所有または管理されている方

調査方法：1) 世帯単位で回答

2) 返信用封筒により回答

②令和5(2023)年度

◆ 第1回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和5年6月16日(金)PM15:00～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 第3回委員会開催次第等について

\* 開催次第、協議事項等について確認を行う。

2) 委員会提出資料の内容等について

\* 3. 史跡の概要 3) 史跡の価値、5. 保存管理等について協議する。

■ 第3回 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会

開催日時：令和5年7月4日(火)PM13:30～

開催場所：東松島市コミュニティセンター

主な議題：1) 説明事項

① 令和4年度発掘調査成果について

② アンケート調査について

③ 東松島の概要について

2) 協議事項

① 史跡の価値について

② 保存管理について

3) その他

① 第4回以降の検討内容について

◆ 第2回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和5年7月21日(金)PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) アンケート調査結果の概要について

\* 調査結果の概要に関する修正内容の確認を行う。

2) 委員会での指摘事項について

\* 3) 史跡の価値、5. 保存管理等の修正内容に関して、確認・協議する。

◆ 第3回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和5年10月27日(金)PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 今年度策定内容に関する課題について

\* 史跡の概要、保存管理、活用、整備等に関する全体的な再確認を行う。

2) 次回委員会の開催方針について

\* 専門部会の開催と議題等について、検討・協議する。

● 講演会の開催 (東松島市文化財講演会)

開催日時：令和5年12月17日(日)PM13:00～

開催場所：矢本東市民センター

講師：東北学院大学名誉教授 熊谷 公男

演題：「柵戸と蝦夷ー古代牡鹿地方の住民の実態に迫る！ー」

■ 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会/部会1 (専門委員)

開催日時：令和5年12月22日(金)PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村歴史資料館交流館

主な議題：1) 協議事項

① 保存活用計画の内容について

2) その他

① 第4回委員会以降の検討内容について

◆ 第4回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和6年1月22日(月)PM13:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 専門部会での指摘事項

\* 指摘事項について、修正内容の確認を行う。

2) 第4回委員会の提出資料

\* 3. 史跡の概要～9. 事業推進施策について全体的な確認・協議をする。

● 講演会の開催 (東松島市文化財講演会)

開催日時：令和6年2月18日(日)PM13:00～

開催場所：赤井市民センター

講師：東北学院大学博物館学芸員・同大文学部非常勤講師 佐藤 敏幸

演題：「赤井官衙遺跡群のどこがすごい！？ー古代城柵の発見ー」

● 現地説明会の開催 (令和5年度赤井官衙遺跡群B地区発掘調査)

開催日時：令和6年2月25日(日)PM13:30～

開催場所：東松島市赤井字上三番地内

主な成果：遺跡北側を区画する外郭施設とみられる大溝跡、材木堀跡を発掘調査で確認する。

◆ 第5回 打合せ協議 (内部)

開催日時：令和6年3月11日(月)PM15:30～

開催場所：奥松島縄文村 歴史資料館交流館

主な議題：1) 第4回委員会の開催

\* 委員会提出資料について、最終確認を行う。

\* 委員会後の作業スケジュールについて確認、協議する。

### 3) 関連行政施策（抜粋）

① 東松島市第2次総合計画 後期基本計画（抜粋／P16）

#### 1 基本的考え方

##### （1）まちづくりの将来像

### 住み続けられ持続・発展する東松島市

—地方創生のトップランナーをめざす—

東松島市は、平成30年6月15日、東日本大震災で被災した宮城・岩手・福島県の自治体の中で唯一、政府からSDGs未来都市に選定され、以来、SDGsの理念に沿って、住み続けられるまちづくりを進めています。

また、震災復興のモデル市をめざすとともに、単なる復旧にとどまらない「創造的復興」を目標に取り組んできた結果、復興事業についても相当程度の進捗が図られています。

これらの取組の成果の上に立って、将来に向けて、SDGsとともに、全国地方自治体共通の課題である人口の維持・発展を図るため、地方創生のトップランナーをめざす旨を掲げるものです。

##### （2）まちづくりの基本理念

「まちづくりの将来像」実現に向け、これまでの復旧・復興の取組の上に立ち、なお必要な心の復興とともに将来に向けた地方創生及びSDGsを基調とし、次の基本理念を掲げる。

- ・ 本市産業の持続的な成長促進と働く場の確保
- ・ **地域全体で支える学びと子育て環境の充実**
- ・ **安全・安心で快適に生き生きと暮らせる市民協働の地域社会**

上記のまちづくりの将来像実現に向け、SDGs及び地方創生の推進とともに、被災者の心の復興を基調として取り組む旨を掲げています。

その具体的な方向性として、1つ目に、産業の成長促進と働く場の確保、2つ目に、地域全体で次代を担う子どもたちを支える学びと子育て環境の充実、3つ目に、安全・安心で誰もが快適に生き生きと暮らせる市民協働の地域社会を掲げ、5つのまちづくりの方向性実現につなげます。

#### ■ 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会／部会2（地元代表委員）

開催日時：令和6年3月3日（金）PM13:30～

開催場所：東松島市コミュニティセンター

主な議題：1) 協議事項

- ① 保存活用計画の内容について

#### ■ 第4回 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会

開催日時：令和6年3月15日（金）PM13:30～

開催場所：東松島市コミュニティセンター

主な議題：1) 説明事項

- ① 計画策定スケジュールについて
- ② 赤井官衙遺跡発掘調査について

2) 協議事項

- ① 計画案全体について

#### ③ 令和6(2024)年度

#### ■ 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定に伴う意見交換会

開催日時：令和6年8月1日（木）PM19:00～（赤井地区）

令和6年8月3日（土）PM13:30～（矢本西地区）

開催場所：上区地区センター（赤井地区）

矢本西市民センター（矢本西地区）

主な議題：1) 説明事項

- ① 赤井官衙遺跡群の概要
- ② 遺跡の保存管理の方針と取扱いについて
- ③ 遺跡の活用と整備の方針について

**まちづくりの方向性3 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち**

**政策1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上**

指標名 (出典)	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
児童・生徒の学校生活に対する意識度	魅力ある学校づくりの意識調査	主体的に取り組み授業がわかる割合 小学校 94% 中学校 83%	主体的に取り組み授業がわかる割合 小学校 96% 中学校 87%
		学校での活動に意欲を持ち楽しく取り組む割合 小学校 94% 中学校 90%	学校での活動に意欲を持ち楽しく取り組む割合 小学校 96% 中学校 92%
教員の指導力向上につながる研修等の開催・参加数	市が主催する研修会等の開催数・参加者数	14回・159人	15回・200人

**政策2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進**

指標名 (出典)	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
出前講座派遣回数及び参加者数	出前講座派遣回数 出前講座参加者数	45回 1,245人	50回 1,370人
図書年間貸出冊数	図書年間貸出冊数	195,045冊	204,800冊
カルチャー教室等開催数	カルチャー教室等開催数	2教室	8教室

**政策3 文化の継承と創造**

指標名 (出典)	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
文化財関連セミナー、企画展参加者数	文化財関連セミナー、企画展参加者数	784人	985人
奥松島縄文村歴史資料館来館者数	奥松島縄文村歴史資料館の年間の来館者数	10,820人	13,500人
市内有形・無形文化財数	市内の有形及び無形文化財の数	37文化財	37文化財

(まちづくりの方向性3) 次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち

**政策2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進**



**(1) 政策のねらいと概要**

地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進により、多くの市民が自ら学習し、その学びの成果を地域社会の中で生かせるまちづくりをめざします。その取組として、地域の協力によるコミュニティ・スクールの推進、各学校における心あったかイトころ運動の推進、市民主体による生涯学習の推進、生涯学習施設の整備・充実、国際理解の推進を図ります。

**(2) 前期基本計画の主な成果、**

事項	主な成果
生涯学習活動の進展に関する市民の意識	39.6% (平成30年度・市民アンケート調査)
芸術・文化活動に親しむ市民の割合	40.8% (平成30年度・市民アンケート調査)

**(3) 後期基本計画の目標 (まちづくり指標)**

指標名 (出典)	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
出前講座派遣回数及び参加者数	出前講座派遣回数 出前講座参加者数	45回 1,245人	50回 1,370人
図書年間貸出冊数	図書年間貸出冊数	195,045冊	204,800冊
カルチャー教室等開催数	カルチャー教室等開催数	2教室	8教室

**(4) 目標実現に向けた施策及び主要事業**

施策	事業年度
コミュニティ・スクールの推進	令和3~7年度
家庭・地域の教育力の向上	令和3~7年度
学校との連携・協働の推進	令和3~7年度

施策	事業年度
心あったかイトころ運動の推進	令和3~7年度
豊かな心を育む教育の推進	令和3~7年度

施策	事業年度
市民主体による生涯学習の推進	令和3~7年度
市民の自主性を重視した学習活動の展開	令和3~7年度
読書を通じた学習や知識の涵養	令和3~7年度

施策	生涯学習施設の整備・充実	事業年度
主要事業	コミュニティセンターの整備・充実	令和3～7年度
	図書館の整備・充実	令和3～7年度

施策	国際理解の推進	事業年度
主要事業	海外との交流推進	令和3～7年度
	多文化共生意識の醸成	令和3～7年度
	多言語対応の推進	令和3～7年度
	学校における国際化の推進	令和3～7年度

（まちづくりの方向性3）次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち

### 政策3 文化の継承と創造



#### （1）政策のねらいと概要

文化の継承と創造を図り、歴史や文化などの学びを通じて、心豊かなまちづくりをめざします。その取組として、文化振興活動の充実、文化財の保護と活用、地域の文化・伝統の継承を進めます。

#### （2）前期基本計画の主な成果

事項	主な成果
文化財の保護と活用に関する市民満足度	42.4%（H27年度）、48.4%（H28年度）、45.1%（H29年度）、44.7%（H30年度）
奥松島縄文村歴史資料館の利用者数	11,719人（H27年度）、10,829人（H28年度）、9,676人（H29年度）、10,157人（H30年度）、10,820人（R元年度）

#### （3）後期基本計画の目標（まちづくり指標）

指標名 （出典）	指標の内容	現況値	目標 （令和7年度）
文化財関連セミナー、企画展参加者数	文化財関連セミナー、企画展参加者数	784人	985人
奥松島縄文村歴史資料館来館者数	奥松島縄文村歴史資料館の年間来館者数	10,820人	13,500人
市内有形・無形文化財数	市内の有形及び無形文化財の数	37文化財	37文化財

#### （4）目標実現に向けた施策及び主要事業

施策	文化振興活動の充実	事業年度
主要事業	文化団体との連携による文化活動の展開	令和3～7年度

施策	文化財の保護と活用	事業年度
主要事業	文化財の適切な保護及び活用の促進	令和3～7年度
	文化財への理解啓発と観光連携	令和3～7年度

施策	地域の文化・伝統の継承	事業年度
主要事業	地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進	令和3～7年度
	地域の伝統文化を継承する取組への支援	令和3～7年度

**（2）矢本西地域****地域の現状**

- 矢本西地域は、東松島市の中心部に位置し、JR 仙石線矢本駅及び鹿妻駅、三陸縦貫自動車道矢本 IC が立地するほか、国道 45 号及び県道矢本河南線並びに県道大塩小野停車場線の幹線道路が縦横する交通の利便性に優れた地域です。
- 市道新沼 54 号線の新たな整備により利便性が向上しています。
- 西部には農地が広がる一方、JR 仙石線矢本駅周辺には、大規模小売施設も立地する市街地が広がるなど、住宅地、商業地が混在する地域です。
- また、市民に愛される桜の名所滝山公園があるほか、南部には、ブルーインパルスが所属する航空自衛隊松島基地があります。
- 地域には、小学校・中学校のほか、私立の2保育園及び1幼稚園があるとともに、小学校校内に放課後児童クラブを新設し、安心して子育てできる基盤が整っています。
- また西部に集団移転先団地「二反走地区」を整備したほか、小松南地区・沢田前地区に災害公営住宅を整備しています。
- 雨水排水ポンプ場整備により市街地の雨水排水機能強化を図りました。

**地域の課題**

- JR 仙石線矢本駅や矢本 IC などの交通環境を生かし、大規模商業施設などの都市機能の集積によるまちづくりが必要です。
- 滝山公園や航空自衛隊松島基地等を生かしたまちづくりが必要です。
- 集団移転先団地、災害公営住宅を含め、地域コミュニティのさらなる活性化が必要です。
- 農業については、高齢化、後継者不足などへの対応が必要です。
- 航空自衛隊松島基地が近いことから航空機の騒音対策が必要です。

**めざす地域の姿**

- 魅力のある機能が集積し、多様な賑わいが生まれる地域
- 歴史・文化を大切にしながら多世代交流が生まれる地域
- 農業を通じた魅力と活力のあふれる地域

**地域づくりの方針**

- 高い交通利便性のもと、地域資源を生かしながら、多くの人が集まる交流や特産品等の情報発信・PR の場として、中心市街地の活性化を進めます。
- 伝統芸能の伝承活動や新設した市民センターを核とした地域の交流の場づくりを通じて、多世代が支え合う地域コミュニティの強化を図ります。
- 農業を支える担い手の確保・育成と付加価値の高い農産物の生産・販売に取り組みます。
- 矢本駅の利便性向上と避難路確保による防災機能強化等のため、矢本駅南北通路の整備を進めます。
- 三陸縦貫自動車道矢本パーキングエリア隣接地に「道の駅」を設置し、産業と観光の振興及び防災機能充実を図ります。
- 定住促進に向け、住宅地の拡大を図ります。

**（4）赤井地域****地域の現状**

- 赤井地域は、東松島市の北東部に位置し、東は石巻市に隣接し、地域内には定川、赤井堀が流れています。
- 東西に国道 45 号及び県道石巻鹿島台色麻線、三陸縦貫自動車道が走り、石巻港 IC を有しているほか、JR 仙石線陸前赤井駅も立地し、交通の利便性が高い地域です。
- 北部を中心に田園地帯が広がり、ネギ、トウモロコシ、イチゴなどの野菜の優良産地を形成するとともに、石巻青果花き地方卸売市場があります。一方、南部では、昭和 50 年代から宅地整備が進み、国道沿道を中心に、商業・サービス業が立地しています。
- 石巻西高等学校、石巻運転免許センターなど、**文教・公共施設が立地し、赤井遺跡などの地域資源があります。**
- 2 公立保育所・2 小学校・中学校のほか、私立の保育園及び幼稚園があるとともに、小学校校庭に放課後児童クラブが設置され、安心して子育てできる基盤が整っています。
- 東日本大震災では、津波により定川が越流し浸水被害に見舞われたため、定川の河川堤防の整備・機能強化が行われるとともに、市街地の雨水排水施設の機能強化を図りました。
- 震災後、柳の目東・西地区に災害公営住宅を新築するとともに、地域の東側隣接地には宮城県石巻合同庁舎が移転新築されました。

**地域の課題**

- 人口減少や少子高齢化が進む中、充実したコミュニティを生かして、地域活力を生み出し続けることのできるまちづくりが必要です。
- 交通安全対策や避難路を確保するための安全な道路環境の整備が必要です。
- 地域の基幹産業である農業の活性化を図るため、従事者の確保や販路拡大への対応が必要です。

**めざす地域の姿**

- 東松島市の東の玄関口にふさわしい活気あふれる地域
- 子育てしやすく、高齢者が元気でいられる地域
- 安全・安心で暮らしやすい住環境がある地域
- 農業を通じた賑わいのある地域

**地域づくりの方針**

- 若者の定住の促進に向け、子どもを安心して育てられる環境づくりを推進します。
- 地域コミュニティを生かし、高齢者が元気で生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。
- 地域の代表的な産業として、農業を支える担い手の確保・育成や体制づくりを進めるとともに、付加価値の高い農産物の生産・販売に取り組みます。
- 赤井地域と市内各地及び石巻市を結ぶ安全で便利な道路環境の整備を促進します。
- 柳の目地区の土地開発を推進し、企業誘致を進めます。
- 住宅地を含む市街化区域の拡大を図ります。
- 赤井遺跡の国史跡指定をめざします。**

**(14) 文化振興推進プロジェクト**



**ア プロジェクトの目的**

- ① 芸術文化に携わる個人・団体増加
- ② 安全・安心な施設整備
- ③ 芸術文化団体への支援拡充

**イ プロジェクトの概要**

- ① 芸術文化団体・個人への支援強化
- ② 施設及び備品の定期点検及び迅速な修繕対応
- ③ 芸術文化団体・指定管理者との情報共有

**ウ プロジェクトを構成する主な取組**

主な取組	取組年度	取組主体・関係主体
社会教育の推進	令和3～7年度	市
コミュニティセンター大規模改修	令和2～3年度	市
コミュニティセンターの管理運営推進	令和3～7年度	市、関係団体・事業者等
図書館の充実・整備	令和3～7年度	市

**(15) 文化財普及・啓発・活用推進プロジェクト**



**ア プロジェクトの目的**

- ① 文化財への興味・理解人口増加
- ② 文化財関連施設の整備推進
- ③ 文化財イベントの誘致

**イ プロジェクトの概要**

- ① 市内遺跡の保存と活用の推進
- ② 奥松島縄文村を核とした観光資源としての文化財の活用
- ③ 施設及び備品の定期点検及び迅速な修繕対応
- ④ 文化財講演会・体験イベント等の実施

**ウ プロジェクトを構成する主な取組**

主な取組	取組年度	取組主体・関係主体
文化財の保護活用 (国史跡の里浜貝塚や赤井官衙遺跡群、 近代土木遺産の野蒜築港跡や北上・ 東名運河等の保存と活用)	令和3～7年度	市、国、宮城県等
市内遺跡発掘調査推進	令和3～7年度	市、国、宮城県等
奥松島縄文村管理運営推進	令和3～7年度	市
文化財講演会・イベント等の実施 (縄文サミットの誘致等)	令和3～7年度	市、国、宮城県等

分野	指標の内容	策定時数値	直近数値
修	生涯学習の活動が進んでいると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	35.9% H27	39.6% H30
	スポーツを楽しむ環境に関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	39.5% H27	48.4% H30
	芸術、文化に関心をもち、親しむ市民の割合 ※市民アンケート調査	39.8% H27	40.8% H30
	文化財や民族芸能などの保護・伝承に関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	42.4% H27	44.7% H30
	奥松島縄文村歴史資料館の利用者数 ※担当課調べ	9,300人 H26	10,820人 R1
	国際交流や地域間交流の振興が進んでいると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	30.5% H27	33.9% H30
	男女の性別による格差がない、平等な社会づくりが進んでいると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	33.6% H27	34.3% H30
住	各種審議会の委員における女性委員を登用する割合 ※庁内調査	29.1% H26	24.6% R1
	都市計画や街並みに関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	39.1% H27	39.2% H30
	住宅地の排水対策に関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	50.8% H27	51.2% H30
	公園等の地域まちづくり交付金で交付している施設率 ※担当課集計	64.6% H26	54.4% R1
	下水道や合併処理浄化槽などの整備率 ※担当課集計	68.2% H26	78.4% R1
	航空機の騒音対策事業が適正に行われていると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	31.4% H27	24.7% H30
	公共交通網に関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	42.2% H27	30.0% H30
働	安全で利用しやすい生活道路に関する市民の満足度 ※市民アンケート調査	43.8% H27	46.3% H30
	市道が改良されている割合 ※道路現況調査	67.7% H25	72.2% R1
	市内の農業総生産額 ※宮城県市町村経済計算	34億円 H25	43億円 H30
	市内の水産業総生産額 ※宮城県市町村経済計算	13億円 H25	35億円 H30
	市内を訪れた観光客の数(震災後の観光交流の回復状況の把握) ※観光基本調査	約25万人 H25	約102万人 R1
	市内観光施設への来訪経験が2回目以上の観光客の割合 ※観光基本調査	57.0% H26	67.2% R1
	魅力とにぎわいのある商業空間が形成されていると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	38.5% H27	17.6% H30
信	企業誘致や就業情報の提供など雇用対策が進んでいると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	18.0% H27	18.2% H30
	市民の参画や行政と地域の相互理解によるまちづくりが進んでいると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	36.7% H27	37.6% H30
	直接的にまちづくりに携わるNPO法人の数 ※県認証NPO法人	9法人 H26	11法人 R1
	市の情報公開や広報、公聴に満足している市民の割合 ※市民アンケート調査	34.6% H27	32.0% H30
	市役所の窓口サービスの利便性や安全性が確保されていると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	52.1% H27	47.3% H30
	健全な行財政運営が進められていると感じる市民の割合 ※市民アンケート調査	37.1% H27	35.1% H30
	財政構造の弾力性を示す数値 ※市決算	87.2% H25	90.3% R1
防衛施設周辺の財産の活用を図る土地を示す数値 ※担当課集計	2,000㎡ H27	約56,000㎡ R1	

1. 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土に対する基本認識

—拡大・成長から安定・成熟社会へ—

東松島市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東に約30kmの距離にあり、東に石巻市、西に松島町、北に美里町と接し、南は太平洋に面している。面積は101.86k㎡で、気候は年間平均気温が約11.8度、年間降水量約1,174mm、風速は最大14.7m/sec程度であり、降雪も少なく、東北地方では比較的温暖で、風雨の少ない地域にある。

東松島市の区域における国土(以下「市土」という。)の東部は、肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は、一級河川鳴瀬川と吉田川が太平洋に注ぐとともに、南西部には風光明媚な日本三景「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有する市である。

本市では、昭和45年に都市計画法に基づく線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)が市土全域を対象に行われたことから、無秩序な宅地開発による農地及び森林のかい廃が防止され、まとまりのある計画的な市街地形成が進められてきた。

交通アクセスについては、市の中央部に、仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線と国道45号が東西に横断している。JR仙石線は東日本大震災(以下「震災」という。)の津波被害を受け、高台移転先の整備とあわせ線路を移設し、平成27年5月に全線で運転を再開した。また、市街地北側には、東北地方における太平洋沿岸市町村の新たな発展軸として期待される三陸自動車道が東西に横断しており、市内の3つのインターチェンジ(鳴瀬奥松島IC・矢本IC・石巻港IC)があり、4車線により仙台市内や仙台空港までも1時間足らずで移動できる。このように、本市は宮城県沿岸部のほぼ中央にあって、広域仙台都市圏と広域石巻圏、さらには広域大崎圏との交通ネットワーク上の拠点となっている。

そのため本市では、JR仙石線や国道45号沿いに都市化が進み、周辺地域からの人口流入も含めた受け皿づくりとして、住宅地開発による計画的な市街地の拡大を行ってきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した震災の大津波により市街地の65%が浸水し、1,000人を超える尊い人命が失われるという大きな被害を受けた。また、人口は平成19年をピークに平成20年以降減少に転じた上に、震災による被害を受けて一層人口は減少し、将来においても人口減少や少子高齢化が進展すると予測されている。そして、財政状況も震災後に自主財源である市税が減少しており、今後も厳しさを増すと考えられる。このように本市ではこれまでの拡大・成長の時代は終わり、安定・成熟社会の到来を迎えていることを認識しなければならない。

(2) 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、諸活動の共通の基盤であることから、市土の利用にあたっては、東松島市総合計画の将来像として掲げる『人育み 人輝く 東松島 ～心ひとつに ともに未来へ～』の実現に向けて、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分に活かした、安全で、健

康な文化的・生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図りながら、総合的かつ計画的に行わなければならない。

市土という貴重な財産を引き継いでいくためには、震災復興を着実に推進し、市民の合意による市民主体のまちづくりと、この国土利用計画とが密接な連携を保ちつつ、現在及び将来にわたり市民の幸福を願う思いやりのある心で市土利用が図られるべきである。

以上を背景として、市土利用の基本方針を次のとおり定めるものとする。

#### ① 市土の有効利用及び土地利用転換の適正化

本市の社会的・経済的及び文化的条件を十分に配慮しながら、全体としての総体的な福祉を優先させて、全ての市民が高い福祉を享受できるよう市土利用を図る。また、市土の利用に当たっては、個々の利用区分に応じた土地需要の適正な誘導に努め、限られた市土資源の有効利用を促進する。

なお、土地利用の転換に当たっては、元の状態に戻すことが容易ではないため、総合的調整のもと慎重に進めていく。

#### ② 災害に強い市土づくりの推進

震災により被害を受けた土地については、着実な復興の推進や地域活力の創出に向けた市土利用を図る。また、震災からの復興を目指す中で、防災機能の強化、とりわけ多重防御による防災・減災の取組みが求められ、かつ地域コミュニティの変化に対応した土地利用のあり方の検討が必要であることから、災害に強い市土づくりに向けてこれら相互の関連性に配慮して市土利用を図る。

#### ③ 個性と魅力ある環境圏の形成

市土を自然と人間が永続的に共存すべき一つの環境圏として捉え、安全性の確保や公害の防止に努めながら、平坦部の田園や河川部、砂浜と断崖の海浜部、丘陵部の森林等の豊かな自然と市民生活及び生産諸活動とが共生するよう、個性と魅力ある市土利用を図る。また、日本の縄文遺跡等の歴史的風土の保存、文化財の保護等に十分配慮していく。

#### ④ 持続可能な市土利用の推進

近年の人口動向や厳しい行財政見直し等を踏まえ、市街地の拡大から市街地の再生・活性化に都市づくりの方向を転換し、地方創生に資するような持続可能な市土利用を図る。

そして広域石巻圏のサブコアとして、また、広域仙台都市圏、広域石巻圏、広域大崎圏を結ぶ交通ネットワークの拠点としてその役割を十分に果たすよう、JR仙石線や発展軸として期待される三陸自動車道、そして市内の3つのインターチェンジの利便性を有効に活用しながら、市産業・経済の振興と教育・文化、医療・福祉、スポーツ・レクリエーション等の各種定住機能の充実に向けた市土利用を図る。

#### (3) 土地利用の基本方向

市土利用の基本方針を踏まえて、合理的かつ計画的な土地利用を図るため、現在の土地

利用や都市構造、地域特性等を勘案し、市域を6つのゾーンに区分した土地利用の基本方向を定める。

#### ① 中心市街地ゾーン

古くから市街化され、商業施設やサービス施設、公共施設等が集積する「JR矢本駅～JR東矢本駅周辺地区」と「JR陸前小野駅～鳴瀬総合支所周辺地区」については、今後とも、矢本並びに鳴瀬地域の中心市街地として、行政・文化・商業など多様な都市機能の集積拡充を図る。

特に、「矢本駅～東矢本駅周辺地区」については、矢本地域のみならず、東松島市の中心として、国道45号や三陸自動車道、JR仙石線などの交通アクセスの利便性を活かし、広域的な交流拠点としての魅力ある中心市街地の形成を誘導する。

#### ② 新産業誘導ゾーン

交通の利便性や一次産業との連携、周辺の良い自然環境などの特性を活かし、東松島市の産業拠点として、企業の誘致や連携を進める。

なお、地域経済の動向・見通しや土地需要等から見て、既存工業団地だけでは対応が困難な場合には、石巻港ICの近傍をはじめとする交通便利地での対応を検討する。

#### ③ 市街地整備・誘導ゾーン

既存の市街地において、生活道路や下水道等の生活基盤の整備を推進するとともに、災害に強く安心して暮らすことのできる市街地形成を推進する。

なお、今後住民が主体となって地域の振興・活性化に取り組むために必要な新規開発については、当該ゾーン内で進めることを基本として支援する。

また、赤井柳の目北地区や新市街地が形成される野蒜北部丘陵地区については、復興過程の中で中心市街地ゾーンの形成を推進する地区（中心市街地形成推進ゾーン）として、都市機能の集積を促進して魅力の高い市街地として形成を図る。

#### ④ 自然・水辺交流ゾーン（注：本史跡は所在しないが、内容的に関連するゾーン）

特別名勝松島の一角を形成する奥松島の自然景観や新鮮な食材、歴史・文化財、漁業・農業体験等観光・レジャー資源と地場産業を連携し、自然に親しみながら、地域の産業や観光が体験できる交流型の自然体験ゾーンとしての利用を推進するとともに、海辺や水辺の自然・観光資源と共生する集落環境等の整備を推進する。

震災による津波により大きく被災した沿岸部では、海岸堤防の嵩上げ整備や保安林等の復旧事業、そして高盛土道路等の整備を進め、これらを組み合わせた多重防御を構築して防災・減災機能を強化する。

津波被害を受けた土地については、周辺の状況や需要を勘案して観光系や農業系への土地利用転換等を含めた有効利用を推進していく。

また、地域の河川の治水機能の強化や清流化を促進するとともに、歴史的運河を活用して、自然観察やレクリエーション、やすらぎの場としての親水空間を形成する。

⑤ 緑の保全・活用ゾーン（注：本史跡は所在するが、記述が無いゾーン）

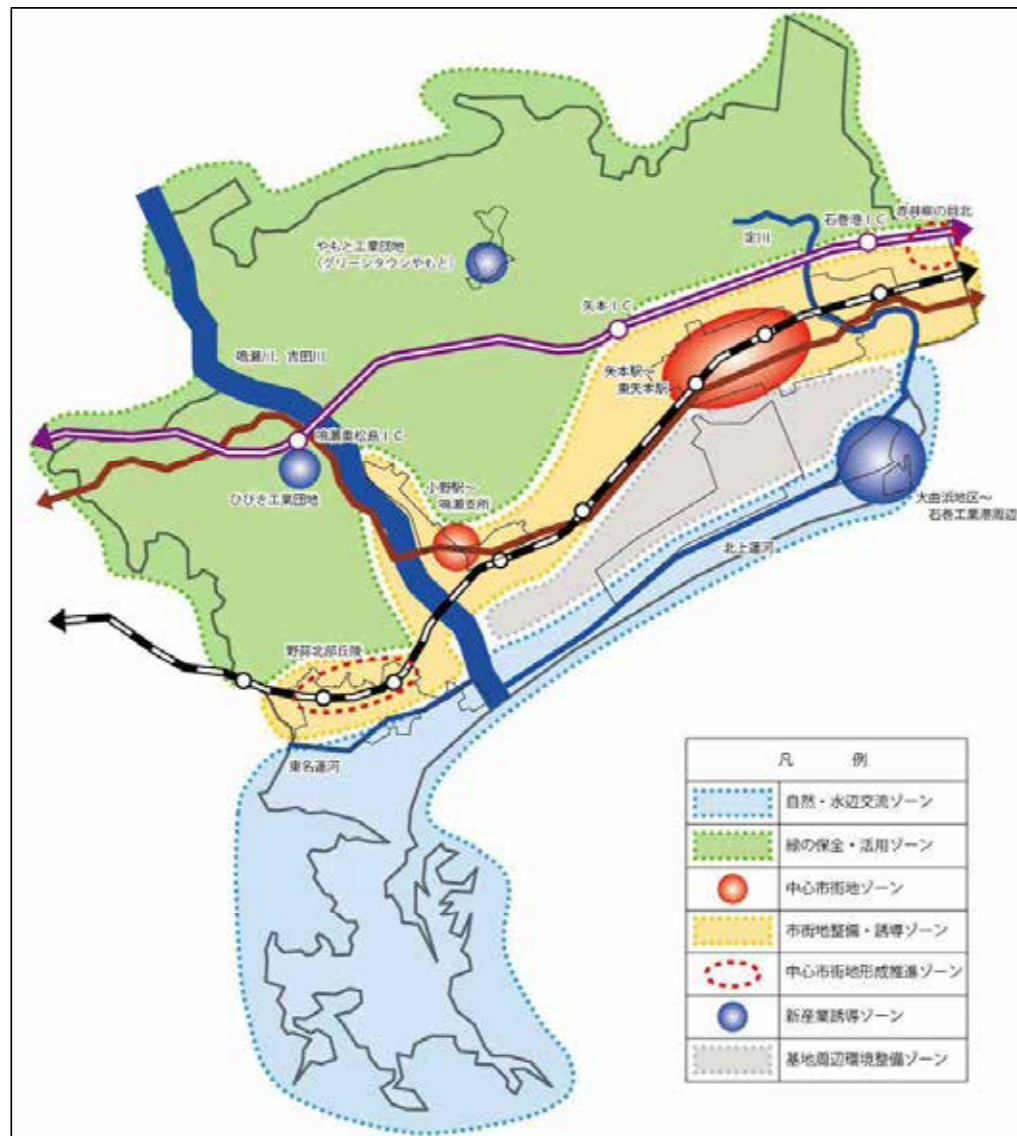
優良農地については、計画的に農業環境の保全と農業生産基盤を整備し、効率的かつ安定的に農業生産が可能な農用地としての利用を、森林については、国土の保全、健康維持、水資源のかん養、CO2削減等その多面的機能が発揮できるよう保全を進めながら、公園等市民のやすらぎと健康維持の場、観光客・交流人口拡大の場としての利活用と整備を推進する。

また既存集落については、生活環境の整備を推進する。

⑥ 基地周辺環境整備ゾーン

航空自衛隊松島基地周辺地域は、国の騒音対策関連事業等を踏まえながら、市民生活の安定のための環境整備を図る。

土地利用基本方向図（ゾーニング図）



(2) 地域別の概要

① 地域の区分については、市土の自然的、歴史的、経済的諸条件や自治協議組織の活動地域を勘案し、矢本東地域、矢本西地域、赤井地域、大曲地域、大塩地域、小野地域、野蒜地域、宮戸地域の8地域に区分する。なお、それぞれの範囲は下表のとおりとする。

地域の区分

地域の区分	地域の範囲：大字（小字）
1) 矢本東地域	矢本（河戸の一部、裏町の一部、上河戸の一部、大溜、町浦、作田浦、下浦、蜂谷浦、南浦、関ノ内、あおい1丁目～3丁目）、小松（上浮足の一部、塚田、上砂利田、若葉）
2) 矢本西地域	矢本（一本杉、栄町、河戸の一部、裏町の一部、二反走、四反走、上河戸の一部、弘法、穴尻、蛭坪、不動前、野中、西新町）、小松（上浮足の一部、上二間堀、堰の下、前田、上前柳、小松台）
3) 大曲地域	大曲
4) 赤井地域	赤井
5) 大塩地域	大塩
6) 小野地域	小野、根古、高松、新田、西福田、上下堤、川下、牛網、浜市
7) 野蒜地域	浅井、野蒜、大塚、新東名
8) 宮戸地域	宮戸

② 計画の目標年次、基準年次、市土の利用区分及び利用区分ごとの目標を定める方法は、(1) に準ずるものとする。

東松島市地域区分図



③ 目標年次における地域別の土地利用の概要は、次のとおりである。

#### 1) 矢本東地域

当地域は、本市の中心部に位置し、国道45号が横断するほか、JR東矢本駅が立地する地域である。地域中央部には、国道45号及びJR仙石線周辺に商業施設や住宅が広がる市街地が形成され、市役所をはじめとした公共施設も集積している。また、地域北部には農地が広がっており、南部には航空自衛隊松島基地がある。

当地域は、今後とも本市の発展を牽引していく中心地域として位置付けられるものである。そこで、JR東矢本駅周辺の中心市街地については、生活道路網や下水道等の都市基盤施設の整備による快適で安全な定住環境の確保及び形成を図る。また、石巻地方拠点都市地域基本計画に基づく、地域中央の拠点区域である『矢本地区』では生活利便性を活かして、地方創生に資する移住定住や世帯数増加の受け皿としての住宅地の形成を検討していくものとする。同じく一般県道石巻工業港矢本線沿道の拠点区域である『南浦地区』においては新たな商業流通業務地の形成を検討する。

復興事業により整備した、あおい（東矢本駅北）地区については、隣接する市街地との整合性に配慮しながら、戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を促進する。

市街地や集落の周囲に広がる農用地については、将来にわたり優良農地を確保し、農業生産基盤整備や都市近郊農業の展開による有効利用を図る。また、東小松地区など集落と農用地が混在する地域においては、今後、農業に関する公共投資を計画的に推進する地域を明確に位置付けることとする。

南部の海浜部にある県立都市公園の矢本海浜緑地については、震災による津波被害を受けたことから、防災機能を有する広域的公園としての再整備を図る。

#### 2) 矢本西地域（注：本史跡／矢本横穴が所在するが、記述が無い）

当地域は、本市の中心部に位置し、JR矢本駅、三陸自動車道矢本ICが立地するほか、国道45号などの幹線道路が縦横する交通利便性に優れた地域である。JR矢本駅周辺には、住宅が立ち並び、大規模小売施設も立地する市街地が広がり、地域を縦断する一般県道大塩小野停車場線や主要地方道矢本河南線等の幹線道路沿いにおいても、市街地並びに集落が形成されている。また、地域西部には農地が広がっているほか、桜の名所である滝山公園があり、南部には航空自衛隊松島基地がある。

当地域は、今後とも本市の発展を牽引していく中心地域として位置付けられるものであり、中心市街地については広域石巻圏のサブコア及び交流結節拠点としての機能充実に対応した既存住宅地の居住環境整備を推進していく。この内、JR矢本駅周辺においては、土地利用の高度化や商業・サービス機能の拡充を図る。

復興事業により整備した、二反走（矢本西）地区については、戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を促進する。

市街地や集落の周囲に広がる農用地については、将来にわたり優良農地を確保し、農業生産基盤整備や都市近郊農業の展開による有効利用を図る。

西部の丘陵地の滝山公園については、その豊かな自然環境の保全を図りつつ、増大する

余暇需要や多様化する市民ニーズに対応するため、レクリエーション拠点としての整備を推進していく。

#### 3) 大曲地域

当地域は、本市南東部に位置し、地域東側には定川が流れ、南部は太平洋に面するとともに、石巻市と接している。地勢は、概ね平坦であり、市街地と集落の他は、水田を主体とする農用地が広がっており、南部は矢本海浜緑地に連なる海岸部となっている。主な市街地並びに集落は、地域中央を東西に横断する国道45号及びJR仙石線や一般県道石巻工業港矢本線等の幹線道路沿い及び周辺に形成されており、この内、国道45号とJR仙石線の間に挟まれた地区は、古くからの住宅地を形成している。

当地域は、矢本地域の中心市街地と連担する地域であり、都市基盤施設の整備による快適で安全な定住環境の確保及び形成を図るとともに、広域石巻圏のサブコア及び交流結節拠点としての機能充実に対応した既存住宅地の居住環境整備を推進していく。

工業用地については、東日本大震災による津波被害を受けたことから、復興事業により産業系市街地に転換した大曲浜地区について、物流機能等の集積を促進して、仙台塩釜港石巻港区と連携を持つ南浜地区と一体となった産業拠点の形成を図る。

また、市街地や集落の周囲に広がる農地については、将来にわたり優良農地を確保し、農業生産基盤整備や都市近郊農業の展開による有効利用を図る。

#### 4) 赤井地域

当地域は、本市北東部に位置し、東側及び北側を圏域の中核都市、石巻市に接している。地勢は、概ね平坦で、矢本地域等と同様に水田を主体とする農用地が広がっている。主な市街地並びに集落は、地域南部を東西に横断する国道45号及びJR仙石線沿いと地域北部を東西に横断する主要地方道石巻鹿島台大衡線沿いに形成されており、この内、南部のJR陸前赤井駅周辺では、土地区画整理事業による計画的な住宅地の整備や国道45号沿道における量販店、飲食店等のロードサイド型店舗の集積等、市街化が進展している。また、この市街地周辺では、東の玄関口としての三陸自動車道の石巻港ICやアクセス道路となる都市計画道路が整備されている。

当地域では、既存生活道路網の整備と商業・サービス、公共公益機能の拡充、土地利用の混在解消等による、安全かつ便利で快適な居住環境の確保及び形成に努めていく。

地域北部については、生活道路網や農村公園の整備等により、周囲の優良農地と調和した良好な田園集落が形成されており、生活環境の維持及び向上を図るとともに、大規模既存集落として、移転促進区域からの移転可能地としての個別開発とも調和を図る。県道沿いの集落地には、古代東北の歴史を解き明かす上で重要な鍵を握る古代の役所跡、赤井遺跡があり、土地利用や居住環境の整備については、遺跡の実態解明と保存を図りながら進めていく。

集落の周囲に広がる農地については、将来にわたり優良農地を確保し、農業生産基盤整備や都市近郊農業の展開による有効利用を図る。

北赤井地区など集落と農地が混在する地域においては、今後、農業に関する公共投資を

計画的に推進する地域を明確に位置付けることとする。

地域東部の柳の目地区については、被災者の需要や立地条件等を勘案して、災害公営住宅の整備を推進するほか、新設駅を活用した土地利用を検討する。

また、石巻港 I C 周辺には石巻青果花き地方卸売市場が立地しており、I C を活用した周辺土地利用の促進を検討するとともに、石巻青果花き地方卸売市場については、災害時における物流拠点としての位置付けに配慮し、更なる効率的で機能的な市場整備に向け、市場機能の拡充を検討する。

### 5) 大塩地域

当地域は、本市北西部に位置し、西側を小野地域に、北側を石巻市と美里町に接しており地域の大半は丘陵地で、森林と農地の豊かな緑に恵まれている。市街地は地域の振興と市土の均衡ある発展に向けて整備された職住近接型の住工団地が地域中央の丘陵地に、集落は県道沿いや丘陵の低地部等に比較的小規模なものが幾つか形成されている。

当地域は、豊かな自然環境を背景として、三陸自動車道の整備インパクトを活用した新たな定住機能の導入及び整備を図る地域として位置付けられる。そこで、住工団地への企業立地を引き続き積極的に展開し、職住近接型市街地の形成を図る。また、その東側に位置する鷹来の森運動公園については、本市のスポーツ・レクリエーションの拠点としての利活用を推進するとともに、丘陵地としての地形を活かし防災倉庫等の整備による備蓄基地としての充実を図る。さらに周辺に分散する集落については、周囲の恵まれた自然環境と共生する良好な集落環境の維持及び形成が図れるよう、生活道路網や各種生活関連施設の整備を進めていく。

農地については、優良農地の確保及び整備を図るとともに、丘陵地に散在する遊休地の有効活用を図る。

森林については、その維持、保全及び活用を基本に、自然環境の保全に努めるとともに、市土の保全や水源かん養、市民の保健・休養等の公益的機能の増進に努める。また、山砂採取跡地については、自然環境の再生として森林への復元を促進する。

### 6) 小野地域

当地域は、本市中西部に位置し、北側を美里町に、北西側を松島町に接しており、南側を太平洋に接している。地域の大半は、丘陵地の森林と地域南側の農用地が広がっている。地域北部を三陸自動車道が走り、西の玄関口として鳴瀬奥松島 I C が整備されている。

主な市街地並びに集落は、地域南部を東西に横断する国道 45 号及び J R 仙石線沿い及び周辺に形成されており、この内、J R 陸前小野駅と一般県道鳴瀬南郷線周辺では、土地区画整理事業による計画的な住宅地の整備及び供給が行われ、国道 45 号沿道におけるロードサイド型店舗の集積等が進んでいる。

復興事業により住宅地として整備した、牛網地区の移転地については、隣接する市街地との整合性に配慮しながら、戸建住宅を中心とした良好な住環境整備を促進する。さらに、既存の住宅地等については航空機騒音対策にも配慮するとともに、計画的に公共施設の整備を進める。

また、震災により被災した沿岸部においては、防災、減災等の多重防御による安全な集落地を形成し、集落地の復旧と農村景観に調和した土地利用を展開する。特に、浜市地区では、移転元地を畑や園芸施設用地等として活用して、農業と交流の連携した土地利用を推進する。

鳴瀬川河口にある野蒜築港跡や北上運河は、歴史的に貴重な文化財であり保存に努めるとともに公園化の活用を図る。

また、鳴瀬奥松島 I C 周辺の奥松島ひびき工業団地などへの地域と密接な関連を持つ企業誘致を促進し、互いに相乗的な効果を生む活性化策を展開していく。

さらに、鳴瀬川や吉田川が貫流し、水田が広がる農村部の農業形態は、稲作を中心に畜産、園芸等との複合経営であり、農業生産の近代化を推し進めながら、将来にわたる優良農地の確保と保全を図る。

### 7) 野蒜地域

当地域は、本市西部に位置し、西側を松島町に接しており、南部では野蒜海岸が太平洋に面している。概ね丘陵地の森林と農用地が混在する地域である。当地域内には、J R 仙石線や主要地方道奥松島松島公園線が走り、沿岸部が県立自然公園松島や特別名勝松島に指定されている。

当地域では震災により大半が被災しているため、防災盛土の整備等により安全で安心な市民生活を支える基盤を整えるとともに、東名運河等を活用して市民生活と観光・交流等が融合する土地利用を目指す。

東名運河北側の市街地については、防災・減災等の多重防御により、安全性の向上を確保するとともに、移転元地については運動公園用地としての利活用について検討する。また復興事業により住宅地として整備した、野蒜北部丘陵地区については、戸建住宅を中心とした良好な住環境の整備を促進するとともに、都市機能の集積を促進して魅力の高い市街地として形成を図る。

東名運河南側の移転元地等については、固有の自然・歴史・文化等を再興資源として活用して、新たな観光・交流等を誘導する土地利用について検討し、農業系用地やエネルギー関連施設等として利用するなど、今後の維持管理や環境に配慮した土地利用の転換を推進する。

津波により被災した農用地については、優良農地としての復旧と復興に努めるとともに、大区画化及び汎用化水田を整備するなど、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。

### 8) 宮戸地域

当地域は、本市南西部に位置し、周囲を松島湾や石巻湾に囲まれた諸島部であるが、道路橋により陸続きとなっている。県立自然公園松島や特別名勝松島に指定され、日本三大溪の一つで絶景の溪谷美を誇る嵯峨溪や、松島湾を箱庭のように一望することができる大高森など、自然景観に恵まれている。また、**日本最大級の規模を誇る国史跡里浜貝塚の保存と活用を目的とした奥松島縄文村には、歴史資料館や史跡公園などが整備されており、**

② 東松島市国土利用計画—第2次—（抜粋／P15）

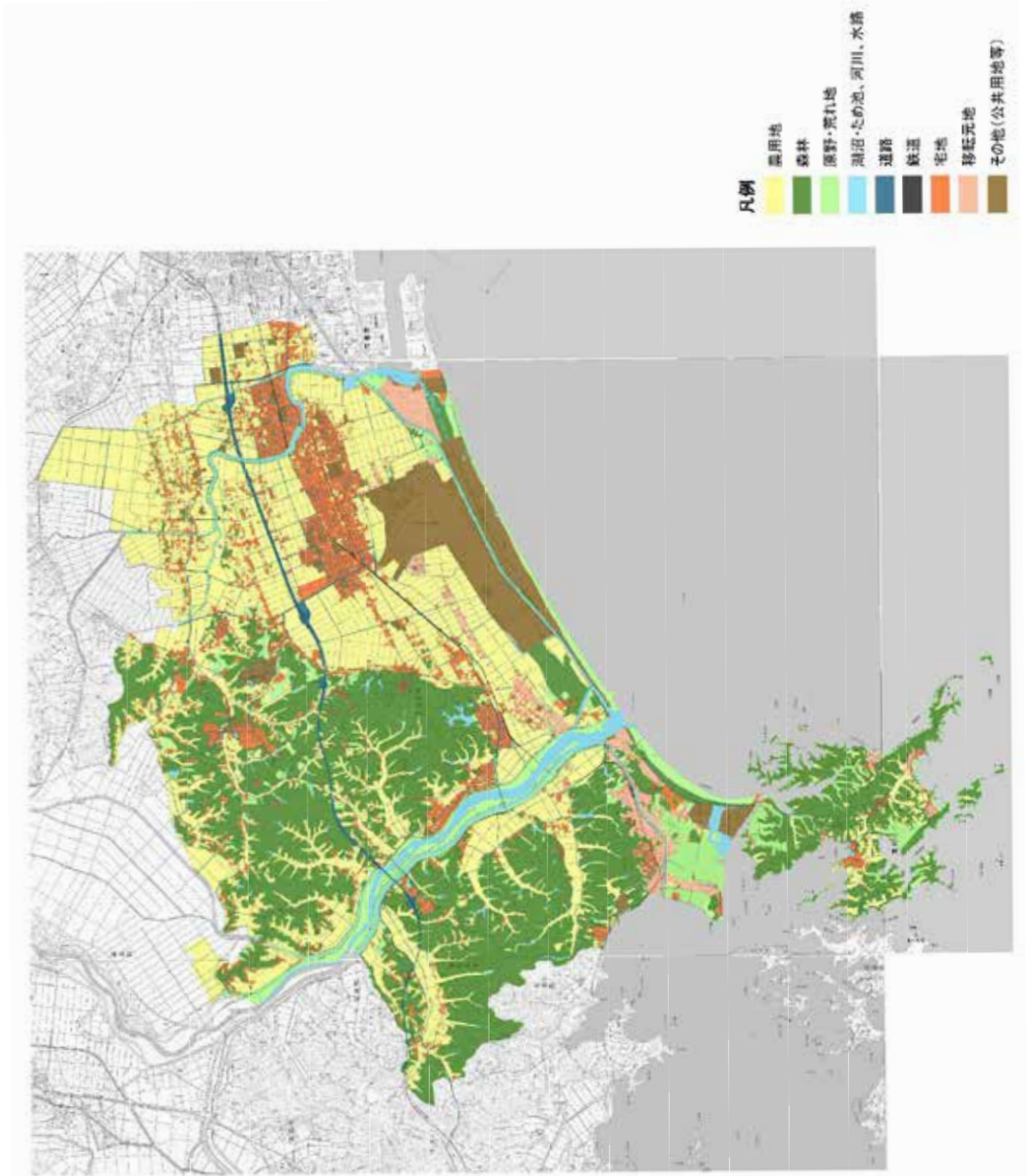
教育的施設としてだけでなく、奥松島観光の拠点として体験型観光が推進されている。

当該地域は震災により集落地が被災しているため、漁港を含め元の集落形態や成り立ちを大切にしながら、移転先における安全性を備えた集落地整備を推進して、安全で豊かな生活空間の再構築を図る。

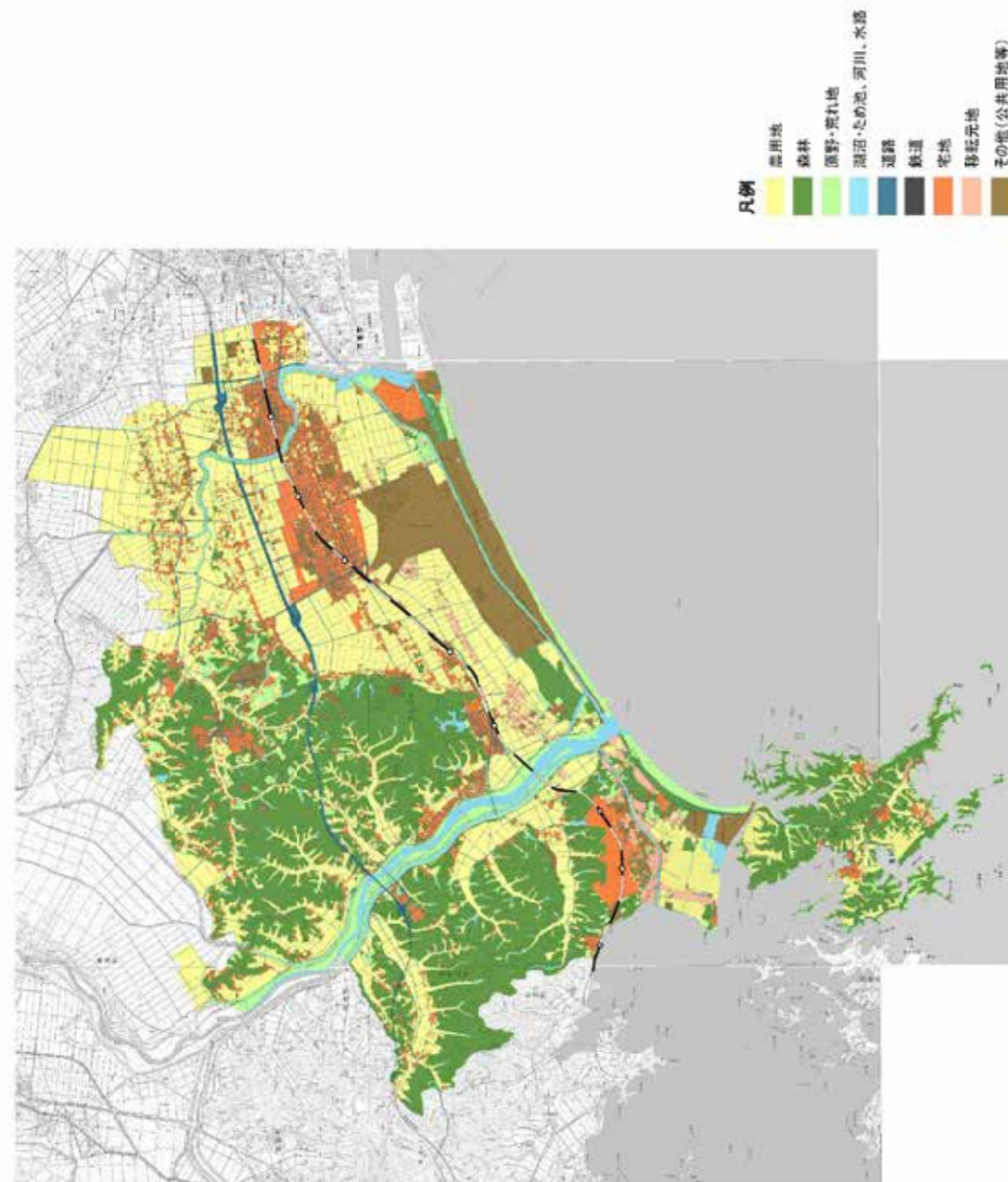
被災した農地及び漁場については、その再生を図りながら、拠点化、共同化等による産業の高次化、高付加価値化を促進する。また、豊かな自然資源や自然景観を活用した新たな産業と雇用の創出に向けて、森林機能の復旧と林業資源の活用を図る。

そして、松島自然の家や多目的施設の整備により、生業である漁業及び農業と連携した観光及び交流機能の再生及び導入を図り、豊かな自然や美しい景観、住民とのふれあい体験等の地域の資源を活用して、交流人口の拡大による地域活力の再建を支援する土地利用を推進する。

② 東松島市国土利用計画—第2次—（抜粋／付図1）



宮城県 東松島市  
土地利用現況図



宮城県 東松島市  
土地利用将来構想図

## 序章 はじめに

### 1 東松島市都市計画マスタープランの概要

#### (1) 計画の背景・目的

##### ①東松島市都市計画マスタープラン見直しの背景・目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を明らかにするために策定する計画です。本市では、平成22（2010）年5月に『東松島市都市計画マスタープラン』を策定し、新市として一体的な都市づくりを開始しました。しかしながら、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の大津波により、多くの人命や住居、そして都市基盤等を失う甚大な被害を受けました。本市では、このような状況からの一日も早い復旧・復興に取り組み、集団移転団地整備や多重防御形成等の復興まちづくりを進めてきました。

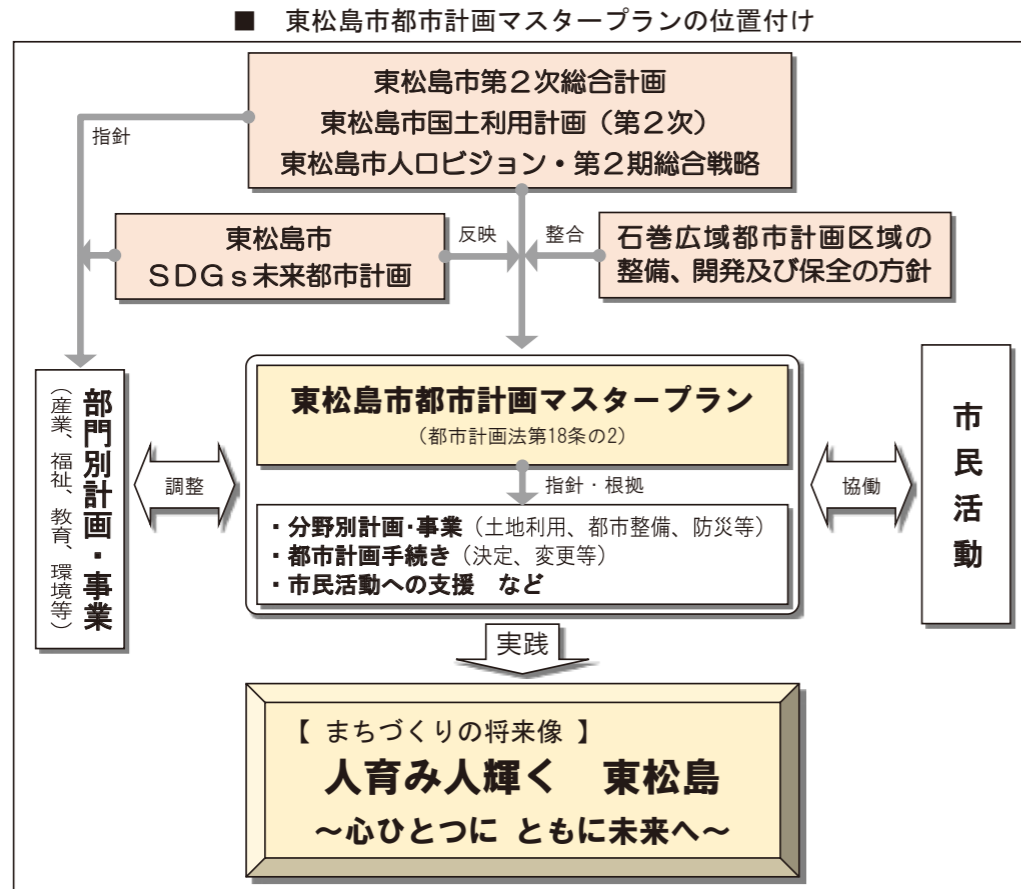
この度、これら東日本大震災に伴う復興による都市の形態変更に加えて、少子高齢化等の社会情勢変化への対応及び本市の東松島市第2次総合計画、東松島市国土利用計画（第2次）、東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略等の上位計画が見直し並びに策定されたことから、これら上位計画に整合するため、本都市計画マスタープランを見直し、本市にふさわしい新たな時代の都市づくりを目指します。なお、今回の「東松島市都市計画マスタープランの見直し」については、集団移転先等の選定や移転元地活用に際し、本都市計画マスタープランに即した事業推進に努めたことや上位計画との整合についても時点修正としての調整であるほか、東松島市第2次総合計画に整合した地域別構想を新たに記載したことを踏まえ「東松島市都市計画マスタープランの改訂」とします。

主な上位計画の策定及び本都市計画マスタープラン改訂の経緯は次のとおりです。

年月	内容
平成22年5月	東松島市都市計画マスタープラン（初版）策定
（平成23年3月11日）	（東日本大震災発災）
平成23年12月	東松島市復興まちづくり計画策定
平成27年12月	東松島市第2次総合計画策定
平成27年12月	東松島市人口ビジョン・第1期総合戦略策定
平成28年3月	東松島市国土利用計画（第2次）策定
平成30年7月	東松島市都市計画マスタープランの見直し作業着手
平成30年8月	東松島市SDGs未来都市計画策定
令和2年1月・2月	東松島市都市計画マスタープラン改訂の市民、市都市計画審議会への意見聴取
令和2年3月	東松島市都市計画マスタープラン改訂の宮城県協議
令和2年3月	東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略策定
令和2年6月・7月	東松島市都市計画マスタープラン改訂のパブリックコメント募集
令和2年8月	東松島市都市計画マスタープラン改訂の市都市計画審議会への諮問
令和2年9月	東松島市都市計画マスタープラン改訂の市議会への報告

②計画の位置付け

『東松島市都市計画マスタープラン』は、本市の最上位計画として市政全般の経営指針を示している「東松島市第2次総合計画」等との整合のもと、ここに定める都市計画部門の総合的かつ具体的な事業、取組等を明らかにするものです。



《参考：都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）》  
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 計画の内容と構成

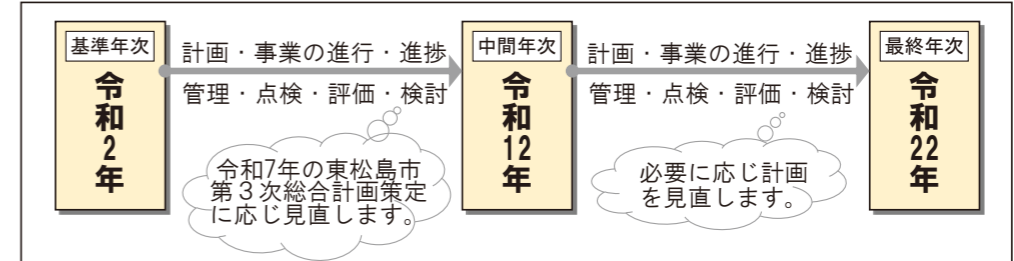
①計画の対象区域

本計画は、市街地（市街化区域）に重点を置きながら、東松島市全域（都市計画区域全域）を対象区域とします。

②計画の目標年次

本市が目指すべき長期的な方向を見据え、概ね10年後の令和12（2030）年を中間目標年次、概ね20年後の令和22（2040）年を最終目標年次とします。

■ 東松島市都市計画マスタープランの目標年次と計画の進行管理のイメージ



③計画の内容と構成

本計画の主な内容は、「全体構想」、「分野別の都市づくりの方針」、「地域別構想<sup>※</sup>」及び「今後の都市づくりの推進方策」から構成します。

■ 東松島市都市計画マスタープランの構成

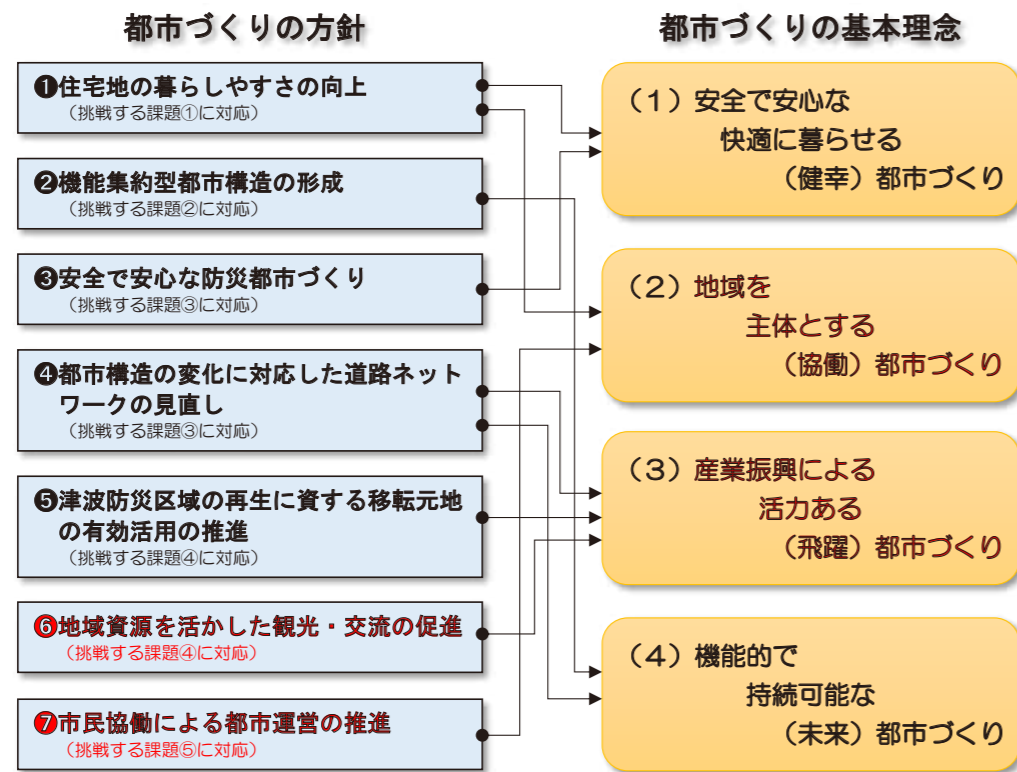


※今回の改訂では、これまでの市民協働によるまちづくりの成果を受け、東松島市第2次総合計画に「地域別まちづくり構想」を明記したことから、本計画にも新たに「地域別構想」を追記しています。

## 第2章 全体構想

### 1 都市づくりの基本理念

以下のとおり都市づくりの方針を踏まえて、本市における新たな都市づくりの基本理念を次のとおり掲げます。



■ 都市づくりの基本理念の構成



### (3) 都市防災機能としての視点

#### ○ 市街地や集落内におけるオープンスペースの確保

- ▶市街地や集落内において、災害時の避難機能の維持・拡充を図ります。
- ▶災害防止機能を有する緑地として、防潮・防風効果を有する海辺の保安林や遊水効果を有する市街地周辺の農地について、継続した保全を図ります。
- ▶また、復興事業で取り組んだ多重防御施設としての防災盛土の維持、活用について、周辺の水辺等の自然景観に調和した取り組みを推進するとともに、企業誘致を目指した新たな産業地の開発に際しては、その周囲に緩衝緑地を配置・整備するなど、周辺環境の維持・保全に努めます。

### (4) 景観構成機能としての視点

#### ○ 特別名勝松島をはじめ個性ある緑の景観の保全・活用

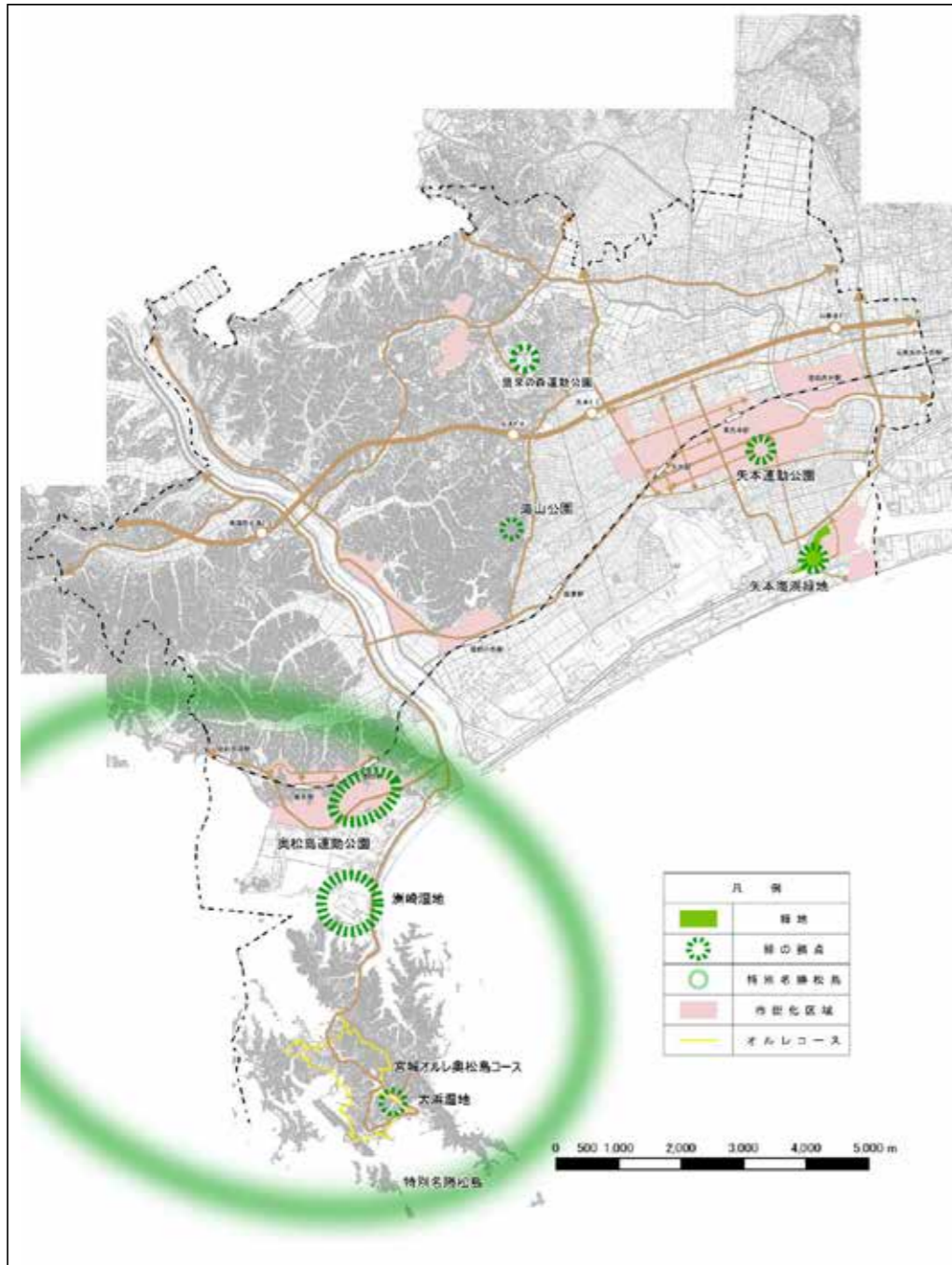
- ▶日本三景の特別名勝松島をはじめ、里浜貝塚周辺や矢本横穴墓群、赤井遺跡、東名・北上運河、宮城県指定天然記念物である新山神社の姥杉、月観の松などについては、本市の歴史的並びに個性ある緑の景観として、その保全・活用に努めます。
- ▶丘陵部の森林や田園地帯の農地・屋敷林は、ふるさと景観を構成する緑地として保全するとともに、今後の持続あるまちづくりに向けて、観光交流人口の拡大への活用も模索する等の総合的な施策展開に努めます。

▼桜の名所滝山公園



▲奥松島をめぐる嵯峨溪遊覧

■ 主要な公園緑地の保全・整備の方針図



(2) 矢本西地域（注：本史跡／矢本横穴は所在するが、記述が無い）

①東松島市第2次総合計画に掲げる地域別まちづくり構想

<地域の現状>

- 矢本西地域は、東松島市の中心部に位置し、JR 仙石線矢本駅、三陸縦貫自動車道矢本 IC が立地するほか、国道 45 号などの幹線道路が縦横する交通利便性に優れた地域です。
- 西部には農地が広がる一方、JR 仙石線矢本駅周辺には、住宅が立ち並び、大規模小売施設も立地する市街地が広がるなど、住宅地、商業地、農業用地が混在する地域です。
- 西部には、地域に愛される桜の名所である滝山公園があるほか、南部には、ブルーインパルスが所属する航空自衛隊松島基地があります。
- 沿岸に近い地区では、東日本大震災による津波により著しい被害を受けたため、集団移転先となる「二反走地区」の整備が行われました。

<地域の課題>

- JR 仙石線矢本駅、矢本 IC など優れた交通環境があり、大規模商業施設などの都市機能が集積している地域の特徴を活かしたまちづくりが必要です。
- 滝山公園や航空自衛隊松島基地等の地域資源を活かしたまちづくりが必要です。
- 「二反走地区」を含め、地域コミュニティのさらなる活性化に取り組む必要があります。
- 従事者の減少や高齢化、後継者不足などに対応し、地域産業である農業の活性化が必要です。
- 津波による著しい被害を受けた地区では、農地復興を含めた復興と、さらなる防災力の強化が必要です。

<目指すまちの姿>

- 地域内外の人たちにとって、魅力のある機能が集積し、多様な賑わいが生まれるまち
- 地域内にある歴史・文化を大切にしながら、多世代交流が生まれるまち
- 農業を通じた魅力と活力のあふれるまち

<まちづくりの方針>

- 高い交通利便性のもと、地域資源を活かしながら、広域から多くの人が集まる交流や、特産品等の情報発信・PR の場として、中心市街地の活性化を進めます。
- 伝統芸能の伝承活動や、市民センター新設などによる地域の交流の場づくりを通じて、多世代が支え合う地域コミュニティの強化を図ります。
- 地域の身近な産業として、広く地域住民の協力や参加のもとで、農業の振興に取り組みます。
- 農地復興を含めた沿岸地区の再建の早期実現を図るとともに、さらなる防災力の強化を図ります。

②東松島市都市計画マスタープランにおける取組

○ 矢本駅、矢本 I.C. 及び商業施設等と自然が調和した機能的なまちづくり

▶交通起点やショッピングセンターが立地する機能的な市街地の形成

JR仙石線矢本駅や三陸縦貫自動車道インターチェンジ等の交通起点やショッピングセンターの立地を活かした機能的な市街地の形成を促進します。また、矢本 P.A. の隣接地への道の駅立地を検討していきます。

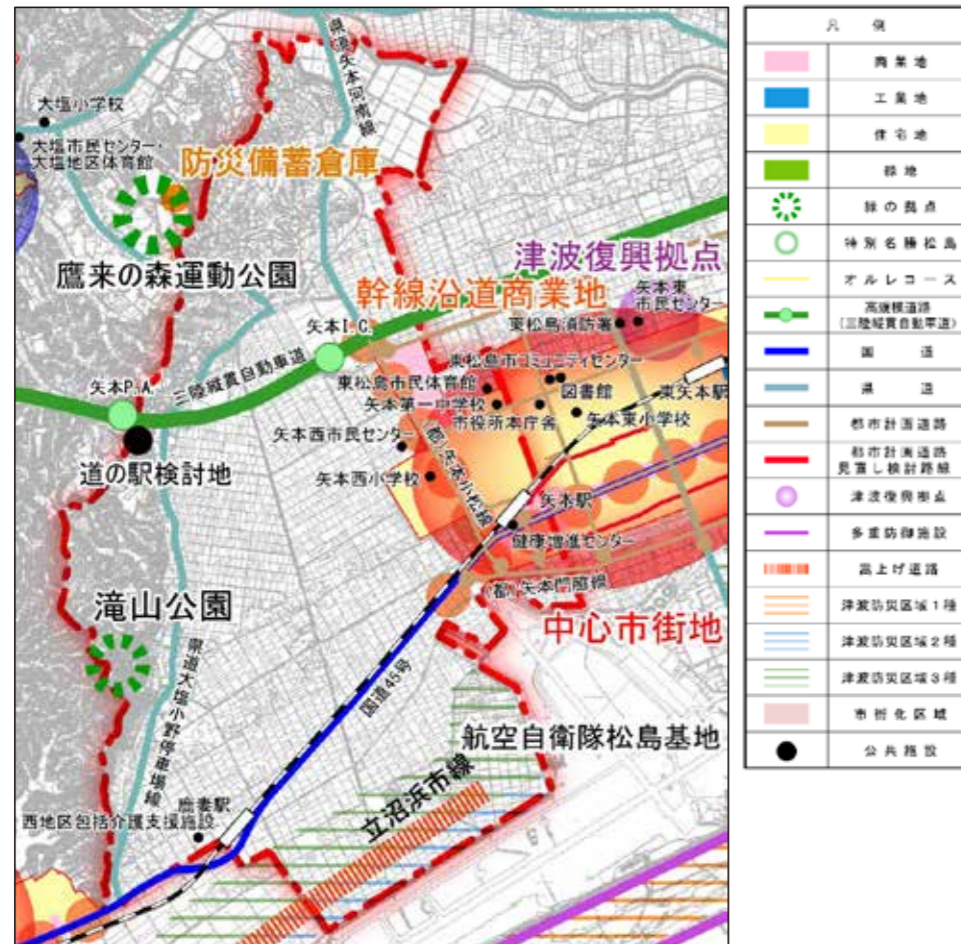
▶豊かな自然と機能的な市街地が調和した地域環境

住環境が整った住宅地、民間開発により整備されたショッピングセンター、介護医療施設が立地する利便性の高い市街地と農地、丘陵部という豊かな自然が調和した地域環境の保全を図ります。

▶地域内 2 箇所の地区公園の活用による賑わいの創出

豊かな自然環境を活かした地区公園である山崎公園と滝山公園の適切な維持管理と機能拡充に努めることで地域活性化や賑わいの創出を図ります。

■ 矢本西地域 地域別構想図



(4) 赤井地域（注：本史跡／赤井官衙遺跡は所在するが、記述が無い）

①東松島市第 2 次総合計画に掲げる地域別まちづくり構想

<地域の現状>

- 赤井地域は、東松島市の北東部に位置し、東は石巻市に隣接し、地域内には定川、赤井堀が流れています。
- 東西に国道 45 号、三陸縦貫自動車道が走り、JR 仙石線陸前赤井駅も立地していることから、交通利便性が高い地域です。
- 北部を中心に田園地帯が広がり、ねぎ、とうもろこしなどの野菜の優良産地となっています。一方、南部では、昭和 50 年代から宅地化が進み、国道沿道を中心に、商業・サービス業が立地しています。
- 地域内には、県立石巻西高校、石巻運転免許センターなど、文教・公共施設が立地し、赤井遺跡などの地域資源があります。
- 東日本大震災における津波により、定川が越流し、浸水被害に見舞われたため、定川の河川堤防の整備・機能強化への取組が進められています。

<地域の課題>

- 人口減少、高齢化が進む中、充実したコミュニティを活かして、地域活力を生み出し続けることのできるまちづくりが必要です。
- 石巻市に隣接する地域としての特性を踏まえたまちづくりが必要です。
- 従事者の減少や高齢化、後継者不足などに対応し地域産業である農業の活性化が必要です。
- 交通安全対策や避難路を確保するための安全な道路環境の整備を図ることが必要です。
- 災害に対応すべく、定川の河川堤防の整備・機能強化、市街地の排水機能の充実を図っていく必要があります。

<目指すまちの姿>

- 東松島市の東の玄関口にふさわしい活気あふれるまち
- 子育てしやすく、高齢者が元気でいられるまち
- 安全・安心で暮らしやすい住環境があるまち
- 農業を通じた賑わいのあるまち

<まちづくりの方針>

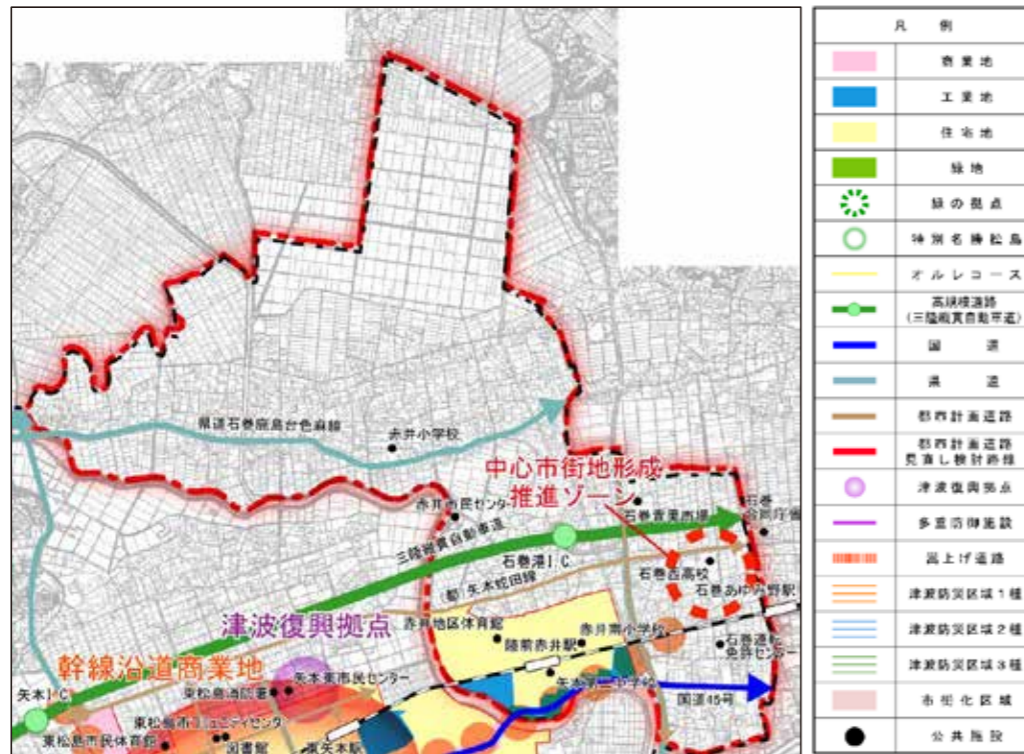
- 若者の定住の促進に向け、子どもを安心して育てられる環境づくりを推進します。
- 地域コミュニティを活かし、高齢者が元気で生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。
- 地域の代表的な産業として、農業を支える担い手の確保・育成や体制づくりを進めるとともに、付加価値の高い農産物の生産・販売に取り組みます。
- 定川の河川堤防の整備・機能強化、市街地の排水機能の充実を図るとともに、市内の各地をはじめ、石巻市とを結ぶ、安全で便利な道路環境の整備を促進します。

②東松島市都市計画マスタープランにおける取組

○ 東の玄関口にふさわしい活気あふれる結束力を活かしたまちづくり

- ▶一般住宅地としての居住環境水準の維持・向上  
JR仙石線や国道45号沿線に形成されてきた住宅市街地の介護・福祉、医療が充実した居住環境の維持に努めるとともに、強い地域結束力が特徴の地域コミュニティ活動の維持・向上を図ります。
- ▶石巻地方拠点都市計画地区の開発ポテンシャルを活かした土地利用の検討  
石巻地方拠点都市計画に位置付けられ、開発が予定されている柳の目地区について、その実現性を見定めつつ市街化区域への編入手続きを行います。
- ▶既存市街地と規模集落を連携する地域拠点づくりの推進  
既存市街地と農村集落を結ぶ接点に位置する地区について、民間による地域拠点づくりの整備が計画されており、その実現性を見定めつつ市街化区域への編入を検討します。
- ▶地域北側に広がる集团的農地の維持・保全  
地域北側の農村集落の北部に広がる優良農地は将来ともその環境を維持・保全します。

■ 赤井地域 地域別構想図



(8) 宮戸地域

①東松島市第2次総合計画に掲げる地域別まちづくり構想

<地域の現状>

- 宮戸地域は、東松島市の南西部に位置し、周囲を松島湾に囲まれた、風光明媚な景観のある漁業の盛んな地域です。
- 地域の大部分を占める丘陵地帯と農地の合間を、県道奥松島松島公園線が縦横断し、沿岸部には4つの集落が形成されています。
- 日本最大級の規模を誇り、古くから多数の縄文人骨や漁具、多彩な骨角器が出土することでも知られる里浜貝塚や、歴史を学ぶことのできる奥松島縄文村歴史資料館があるほか、国の重要無形民俗文化財で、一年の豊作や無病息災を祈願する地域の伝統行事「月浜えんずのわり」など、文化・観光資源が豊かです。
- 震災による津波被害により、低地部では里浜地区を除きほぼ壊滅しており、比較的被害の少なかった里浜地区においても、漁港部の地盤沈下に伴う浸水被害がありました。そのため、移転先地となる丘陵部が整備されています。

<地域の課題>

- 地域で盛んな漁業は、地域さらには本市の活力を生み出す基幹産業として活性化を図る必要があります。
- 地域の活気を生み出すよう、豊かな歴史資源や自然環境を活かした交流の促進が必要です。
- 地域内外への移動がしやすい環境を形成していく必要があります。
- 移転地での生活再建を促進するとともに、漁業の復興を進めていく必要があります。

<目指すまちの姿>

- 地域の歴史・観光資源を活用して多様なふれあいが生まれるまち
- 風光明媚な景観が維持されたまち
- 漁業が盛んなにぎわいのあるまち
- 利便性と良好な住環境が形成されたまち

<まちづくりの方針>

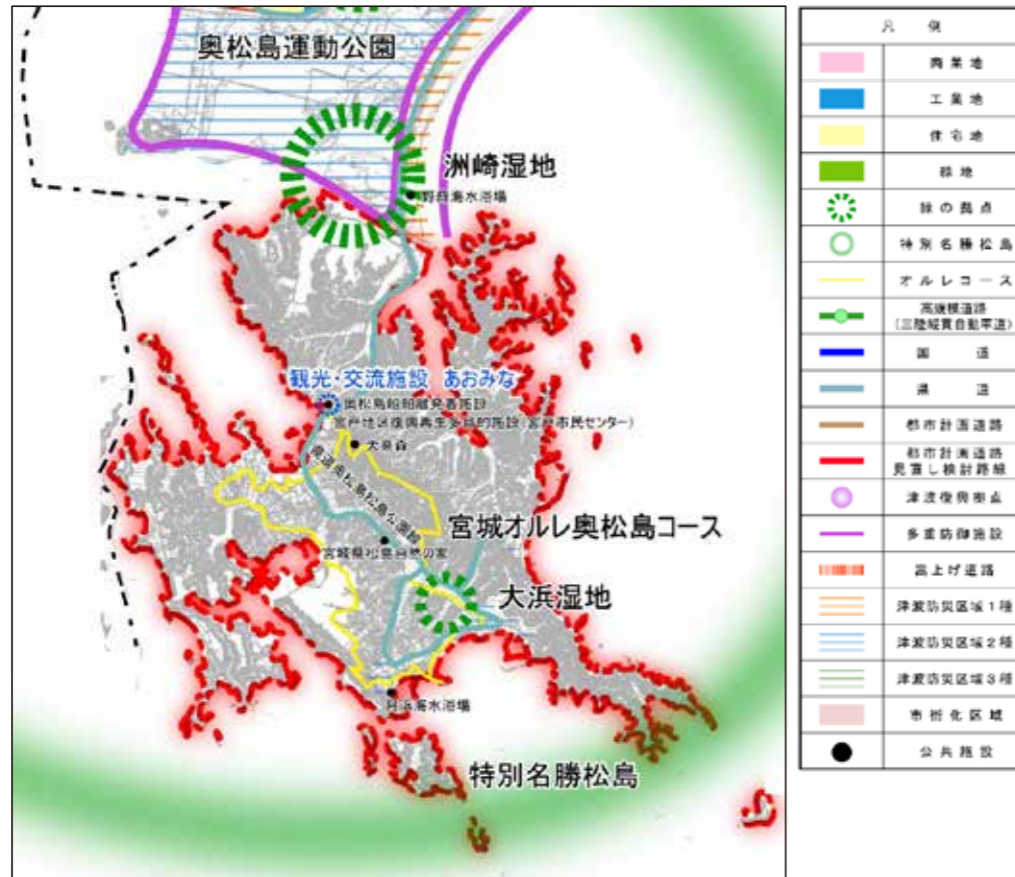
- 地域さらには本市の基幹産業として、漁業を支える担い手の確保・育成や体制づくりを進めます。
- 地域の歴史資源や風光明媚な自然を、多くの人々に楽しんでもらえる機会・場づくりを進めるとともに、広く情報発信・PRを進めます。
- 定住促進を図るために、野蒜駅をはじめ市内各地への往来がしやすくなるよう、交通利便性の強化を図ります。
- 移転地での生活再建や漁業の復興の実現を目指します。

②東松島市都市計画マスタープランにおける取組

○ 豊かな歴史資源や自然環境等の魅力を活かしたまちづくり

- ▶特別名勝松島をはじめ個性ある緑の景観の保全・活用  
我が国を代表する観光資源の日本三景のひとつ、特別名勝松島の景観の維持・活用を図り、ふれあいや賑わいにあふれた地域づくりを推進します。
- ▶宮城オルレに係る環境整備など、国際観光・交流拠点としての整備・活用  
地域の歴史資源や風光明媚な自然を多くの人々が楽しむことができるよう、宮城オルレ奥松島コースや奥松島船舶離発着施設の整備、宮城県松島自然の家や観光・交流施設あおみな、大浜湿地の活用などを進めます。
- ▶生業や生活環境の維持及び観光・交流の促進に向けた地域公共交通ネットワークの確保  
暮らしやすさと一層の観光・交流の促進を目指し、JR仙石線野蒜駅をはじめ市内各地への往来がしやすくなるよう、交通ネットワークの確保に努めます。

■ 宮戸地域 地域別構想図



第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

◇計画策定の考え方

東松島市（以下、「本市」という。）は、令和2年度に東松島市第2次総合計画後期基本計画を策定し、令和3年度～令和7年度のまちづくりの将来像を「住み続けられ持続・発展する 東松島市」とし、地方創生のトップランナーを目指すこととしています。

このことを受けて、市教育委員会は、本市の新しい将来像を実現するため、次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまちを掲げ、子どもたちが伸びやかに育つコミュニティ・スクールをはじめ、魅力ある学校づくり、市民主体による生涯学習等の推進、教育、スポーツ関連施設等の整備・充実、伝統・文化財等の継承、保護、活用等が図られるまちを目指し、「東松島市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け、性格

《計画の位置付け》

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本市においては、「東松島市第2次総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、本計画は教育行政のマスタープランとして位置付けられます。

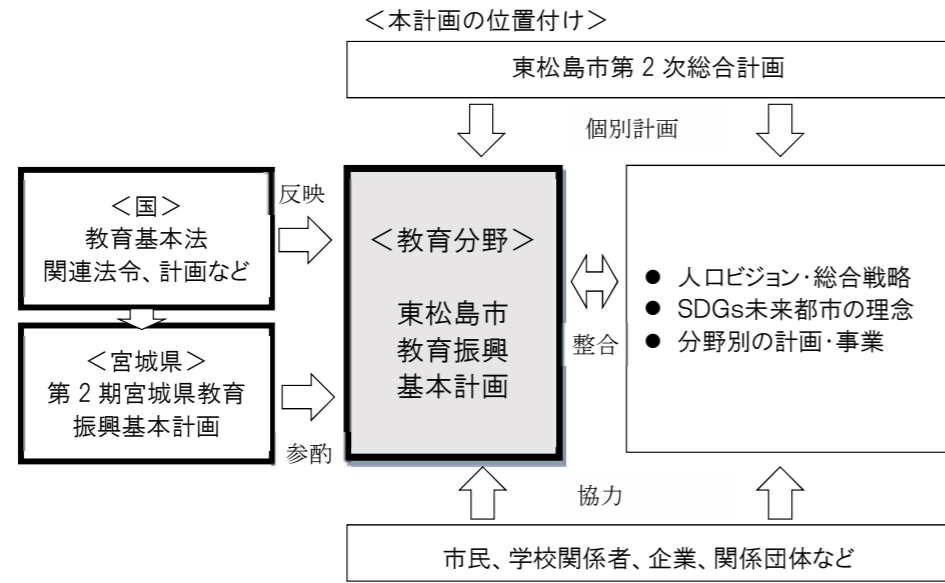
本計画の策定及び推進にあたっては、「東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略」や「SDGs 未来都市の理念」をはじめ、本市の各分野の個別計画及び事業との連動を図ります。また、教育基本法をはじめ、関連法令、国の学習指導要領（注1）及び「第3期教育振興基本計画」、宮城県の「第2期宮城県教育振興基本計画」（平成28年度策定）などの内容を十分に踏まえるものです。

《計画の性格》

本計画は、市民（子ども、保護者を含む）、学校関係者のみならず、企業、関係団体などに対して本市の目指す教育目標や具体的な取り組みを明らかにすることにより、目標達成への理解と協力、教育活動への積極的な参画を期待するものです。

なお、令和2年度に本市が策定した「東松島市第2次総合計画後期基本計画」に基づき策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」及び市教育委員会が策定する「東松島市教育基本方針」は本計画に統合しています。

<sup>1</sup> 平成28年度に中央教育審議会の答申を受け、幼稚園は平成30（2018）年度から、小学校は令和2（2020）年度から、中学は令和3（2021）年度から全面实施予定（文部科学省ホームページ参照）



### 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とする5年間（令和3（2021）～7（2025）年度）とします。計画最終年度にあたる令和7（2025）年度に次期計画を策定する予定です。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正及び社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

＜本計画と関連する主な計画の期間＞

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
東松島市	復興教育振興基本計画 （平成28～令和2年度）	▶										
	教育振興基本計画 （令和3～7年度）						▶					
	第2次総合計画 （平成28～令和7年度）	▶										
	人口ビジョン・総合戦略 （令和2～7年度）			▶ 第1期			▶ 第2期					
国	第3期教育振興基本計画 （平成30～令和4年度）			▶			▶				▶	
宮城県	第2期宮城県教育振興基本計画 （平成29～令和8年度）		▶									

※点線は次期計画（予定）

#### ◇教育等の振興に関する施策の大綱

基本方針	次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち
基本目標	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上 (2) 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進 (3) <b>文化の継承と創造</b> (4) 全世代にわたるスポーツの振興

#### ◇東松島市教育基本方針

教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり 2 <b>誰もがいきいきと学習し、活動できる環境</b> (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) <b>貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承</b> (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

#### (4) 本市のまちづくりにおける教育の役割

##### ◇東松島市第2次総合計画

「東松島市第2次総合計画後期基本計画」は、5つのまちづくりの方向性に区分されています。

本計画は、総合計画の「まちづくりの方向性3」の個別計画であり、まちづくりの礎となる「人材育成」と「人の活動をつなげる」役割を担っています。

##### ＜本計画が関連する東松島市第2次総合計画後期基本計画の「まちづくりの方向性」＞

「まちづくりの方向性3」次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	
項目	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上
項目	(2) 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進
項目	(3) <b>文化の継承と創造</b>
項目	(4) 全世代にわたるスポーツの振興

(7) 生涯学習活動（社会教育）の現状と今後の方向性

本市の生涯学習活動拠点として、コミュニティセンター、市民センター、図書館、学習等供用施設等があり、市民一人一人が生涯学習を通じて知識や技能を習得し、仲間づくりや生きがいづくりを行い、心身ともに豊かな人生を自ら実現するため、元気なまちづくりを進めています。

こうした生涯学習の重要性を鑑み、本市では学習機会を通じた知識と技能の習得、リーダーの養成と活用を目指し、事業を実施するとともに、生涯学習への市民の意欲を喚起するため、生涯学習情報の提供、生涯学習カレンダーの全戸配布、子どもの読書活動の推進を図っています。

また、平成26年から、ふるさとの再生、震災体験を風化させない、震災体験を将来に活かす、震災の悲劇を繰り返さない、そして防災教育に役立てるために、震災関係資料の収集、整理、記録、保存、活用などの事業（ICT地域の絆保存プロジェクト）に取り組んでいます。

青少年の健全育成については、家庭教育「すこやか学級」の開催、ジュニアリーダーの養成など、地域や関係団体と協力して、子育て家庭の教育力の向上と青少年の健全育成を応援しています。

今後の方向性

- 生涯学習を地域の復興や活性化に活かすという視点を持ち、心身の健康増進、就労に役立つスキル、子育てや介護に役立つ知識など、**市民や地域のシーズ（資源）とニーズ（要望）をマッチングさせる生涯学習の環境を充実することが必要です。**
- 社会教育事業を通じて地域リーダーの養成と活用を図ることが必要です。
- 青少年の健全育成に関しては、家庭が様々な状況にあることを踏まえ、家庭でしっかりと子育てをするための適切な支援と、地域や関係団体と協力して青少年の健全育成を継続的に行うことが必要です。
- 全市的に展開するコミュニティ・スクールを通じて、地域の人材が生涯学習の成果を活かし、能力を存分に発揮する機会となることが重要です。
- 地域活動団体アンケートでは生涯学習への期待も大きく、これからの時代に必要な学習を行う新しい学習プログラムの研究、より専門的な支援の充実などが期待されています。

(8) 芸術・文化活動、文化財保全の現状と今後の方向性

（芸術・文化活動）

「市民の芸術・文化活動が感性豊かな人材育成に寄与する」という認識のもと、NPO法人東松島市芸術文化振興会と協力して、市民の主体性と発意による芸術・文化団体の多彩な活動を支援するとともに、日頃の成果を発表する機会や本物の芸術を鑑賞する機会の確保と提供を行っています。

その一方、近年は団体に所属せずに活動する市民も多いと考えられます。そのため、関係団体では会員の減少や高齢化による活動の停滞が共通の課題となっています。

（文化財保全）

本市の指定文化財（令和3年4月現在）は、有形文化財が16件（市16件）、無形民俗文化財が3件（国1件、市2件）、史跡が8件（国2件、県1件、市5件）、天然記念物が10件（県2件、市8件）、特別名勝が1件あります。

市内には、平成7年に国史跡、平成12年に史跡の一部が国の重要文化財に指定された「里浜貝塚」、令和3年3月に国史跡に指定された「赤井官衙遺跡」と「矢本横穴」からなる「赤井官衙遺跡群」などの貴重な文化財・歴史遺産があり、発掘調査指導委員会（平成19年度設立）の指導のもと、市内遺跡の適切な保存と活用を進めています。

文化財を保存及び公開する施設は奥松島縄文村歴史資料館があり、野蒜築港資料室については、関係資料などを展示公開、活用できる施設の整備が求められています。

各施設においては施設の復旧と同時に、所蔵資料の修復・復元などを進めています。

今後の方向性

- 芸術・文化団体の直面する課題を踏まえ、芸術を鑑賞や発表する機会の提供、芸術・文化団体の活性化、学校教育との連携、数多くの団体と協力する民間活力との積極的な連携を推進することが必要です。
- 地域固有の伝統芸能や年中行事が震災によって絶えることのないよう、地域と一緒に保存、継承することが必要です。
- 被災した文化財や被災資料の再整理、修復、復元を進めると同時に、文化財に対する市民の関心を高める工夫、遺跡と災害をテーマにした防災教育への応用、施設再建に伴う新たな将来展望の構築など、前向きな活動が期待されます。
- 文化財・歴史遺産の保存継承を通じて、文化遺産としての価値の向上、学校教育や生涯学習への活用、被災地観光との連動を進め、市民の郷土愛の醸成、次代の人材育成、観光での経済効果といった復興に大きな役割を果たす芸術・文化振興が期待されます。

教育施策 2-3 市民主体による生涯学習の推進	
(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開	社会教育推進事業
	生涯学習推進事業
	成人式実施事業
	交流推進事業
(2) 読書を通じた学習や知識の涵養	市民センター配本サービス事業
	読書啓発事業

教育施策 2-4 生涯学習施設の整備・充実	
(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実	東松島市コミュニティセンター管理事業
(2) 図書館の整備・充実	図書館施設管理運営事業

教育施策 2-5 国際理解の推進	
(1) 多言語対応の推進	国際理解人材育成事業
(2) 学校における国際化の推進	国際理解教育推進事業・小・中学校語学指導（ALT）事業

❖ 教育政策 3 文化の継承と創造

教育施策 3-1 文化振興活動の充実	
(1) 文化団体との連携による文化活動の展開	東松島市コミュニティセンター管理事業

教育施策 3-2 文化財の保護と活用	
(1) 文化財の適切な保護及び活用の促進	文化財保護事業
(2) 文化財への理解啓発と観光連携	奥松島縄文村管理運営事業
	里浜貝塚史跡公園管理事業

教育施策 3-3 地域の文化・伝統の継承	
(1) 地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進	遺跡発掘調査事業
(2) 地域の伝統文化を継承する取組への支援	伝統文化推進事業

教育政策 3 文化の継承と創造



文化の継承と創造を図り、歴史や文化などの学びを通じて、心豊かなまちづくりを目指します。その取組として、文化振興活動の充実、文化財の保護と活用、地域の文化・伝統の継承を進めます。

（計画目標）

指標名	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
文化財関連セミナー、企画展参加者数	文化財関連セミナー、企画展参加者数	784 人	985 人
奥松島縄文村歴史資料館来館者数	奥松島縄文村歴史資料館の年間の来館者数	10,820 人	13,500 人
市内有形・無形文化財数	市内の有形及び無形文化財の数	37 文化財	37 文化財

出典：東松島市第2次総合計画後期基本計画

教育施策 3-1 文化振興活動の充実

(1) 文化団体との連携による文化活動の展開

所管：生涯学習課

東松島市コミュニティセンター管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○指定管理による施設運営 (成果) 民間活力導入の施設運営による利用者拡大と文化事業拡大の推進	【事業継続】 ○民間活力導入を図り、更なる市民文化活動の拠点として快適な施設運営と魅力ある事業を継続

教育施策 3-2 文化財の保護と活用

(1) 文化財の適切な保護及び活用の促進

所管：生涯学習課

文化財保護事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○文化財保護審議会の開催 ○特別名勝松島保存管理専門委員会の開催 ○特別名勝、国史跡、埋蔵文化財等開発にかかる保護調整 (成果) 市民の生業と生活に配慮しつつ、市内に所在する文化財の適正な保護と維持管理	<b>【事業継続】</b> ○文化財の保護と活用の必要性について、関係機関と連携を図り事業を推進

(2) 文化財への理解啓発と観光連携

所管：生涯学習課

奥松島縄文村管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○調査研究の成果を展示 ○縄文体験学習・イベント・講演会の開催 (成果) 史跡や歴史資料館を教育・文化施設、観光資源として活用促進	<b>【事業継続】</b> ○縄文村(資料館・里浜貝塚)を地域の宝として保存、活用

里浜貝塚史跡公園管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○史跡と史跡公園内の適正な維持管理 ○小中学校の校外学習や体験イベント、地域や支援団体と連携したソバ・菜種の植栽等の実施 (成果) 「奥松島オルレ」を通じて、観光資源とする活用の促進	<b>【事業継続】</b> ○観光資源としての活用や地域と連携し、管理運営費用の削減に繋がるように保存と活用のあり方、管理運営の手法等を検討

教育施策 3-3 地域の文化・伝統の継承

(1) 地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進

所管：生涯学習課

遺跡発掘調査事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○重要遺跡発掘調査(赤井遺跡、里浜貝塚) ○発掘調査指導委員会の開催 (成果) 貴重な文化財・歴史遺産を保存継承するため、国指定史跡として登録	<b>【事業継続】</b> ○市内遺跡の内容を明らかにし、保存活用を推進 ○国指定史跡の赤井官衙遺跡と矢本横穴の保存活用計画を策定

(2) 地域の伝統文化を継承する取組への支援

所管：生涯学習課

伝統文化推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○市内文化財の巡視と維持管理 ○保存団体の活動支援 ○市指定民俗文化財「大曲浜獅子舞」等の保存団体の活動、国指定民俗文化財(年中行事)「月浜のえんずのわり」の継承 (成果) 有形文化財・無形文化財の保護、活用と適切な支援	<b>【事業継続】</b> ○市内にある文化財の保護と活用 ○地域の伝統文化を継承活動する取組の支援



<第2部 赤井官衙遺跡群について>

史跡赤井官衙遺跡群は赤井官衙遺跡と 矢本横穴 の2つの遺跡からなります。

赤井官衙遺跡は飛鳥時代から奈良時代にかけての「牡鹿郡家」(現在の東松島市や石巻市などを治めた役所)、あるいは中央国家が蝦夷政策のため辺境の地に設置した「牡鹿柵」(軍事・行政の拠点)です。そして、矢本横穴はその役所で勤務した役人一族らの墓所と考えられています。

当時の歴史書には、牡鹿郡は古代東北随一の豪族である丸子氏(のちの道嶋氏)が治めていたことが記載されています。一族の中には、都に出仕し貴族にまで昇進した者もいるなど、赤井官衙遺跡は中央国家と深い関わりをもつ重要な遺跡だったことが明らかになっています。

5 あなたがお住いの場所や所有または管理する土地が、赤井官衙遺跡や矢本横穴の範囲内(地図Aまた地図Bの囲いの区域)およびその周辺にあることを知っていましたか。

- 1. 知っていた。
- 2. 知らなかった。

6 令和3年3月に赤井官衙遺跡および矢本横穴の一部が、国指定の史跡となったことを知っていましたか。

- 1. 知っていた。
- 2. 知らなかった。

7 赤井官衙遺跡群が歴史的に貴重な遺跡であることについて、どう思われますか。

- 1. とても興味・関心がある
- 2. 少し興味・関心がある
- 3. あまり関心がない
- 4. まったく関心がない
- 5. わからない
- 6. その他

【具体的に】  
.....  
.....

8 あなたがお住いの場所や所有または管理する土地が、遺跡(地図Aまたは地図Bの囲いの区域)やその周辺にあることで、不都合はありましたか。不都合があった場合は具体的に記入して下さい。

- 1. 特にない
- 2. 不都合があった

【具体的に】  
.....  
.....  
.....  
.....

9 赤井官衙遺跡群の現在の状況について、どう思われますか。あてはまるものに○をつけて下さい(複数回答可)。

- 1. 遺跡であることを明示すべき
- 2. もっと情報発信すべき
- 3. もっと発掘して明らかにすべき
- 4. 遺跡を保護すべき
- 5. 現状のままで良い
- 6. そもそも遺跡の状況がわからない
- 7. その他

【 ..... 】

10 赤井官衙遺跡群を地域のたからとして活かし、次世代へ継承していくためには、何が必要と思いますか。あてはまるものに○をつけてください(複数回答可)。

- 1. ガイダンス施設の整備
- 2. 遺跡の復元・整備
- 3. 案内・説明板の整備



# 赤井官衙遺跡群とは？

赤井官衙遺跡群とは、赤井官衙遺跡と矢本横穴のことです。この2つの遺跡は日本の歴史において重要であると評価され、令和3年に赤井官衙遺跡群として国の史跡に指定されました。



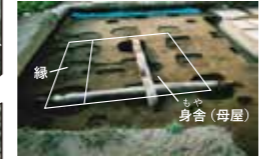
## 赤井官衙遺跡

赤井官衙遺跡は、1300年前の役所あるいは軍事施設と考えられ、古代の杜鹿郡(現在の石巻地方)を治めた丸子(道嶋)氏と深い関わりがあることがわかっています。

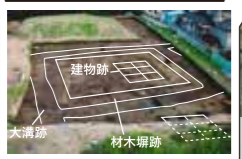
### 丸子(道嶋)氏の館跡



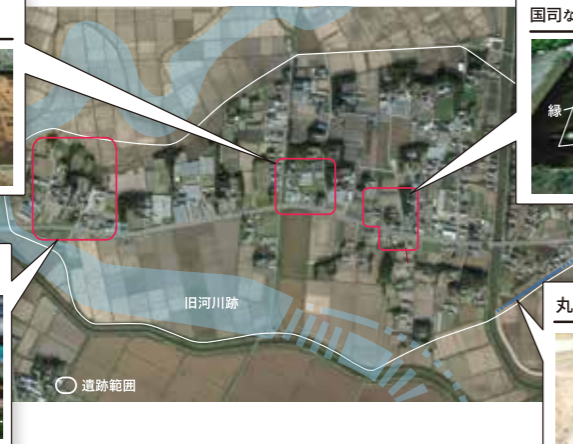
### 国司などの宿泊施設、儀式空間の跡



### 税を収めた倉庫跡



### 丸太を並べた堀跡(防御施設)



## 矢本横穴

矢本横穴は、1300年前の役所(赤井官衙遺跡)で勤務した役人一族の墓所と考えられます。希少な副葬品が数多く発見されており、埋葬された人の地位の高さを知ることができます。

### 矢本横穴発掘調査状況



### 埋葬された人骨



### 土器出土状況

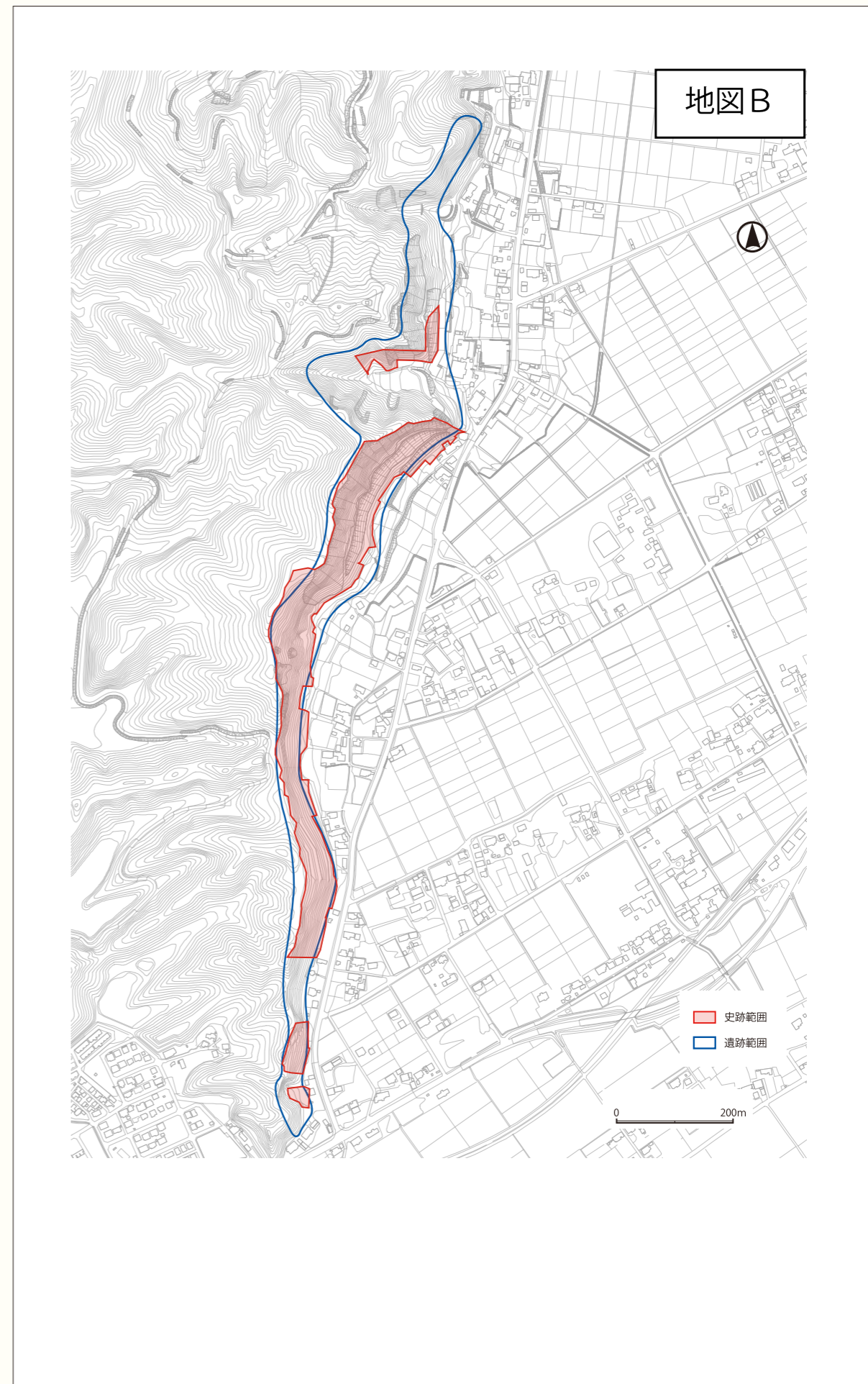


### 発掘された遺物



## 遺跡位置図





②アンケート調査結果

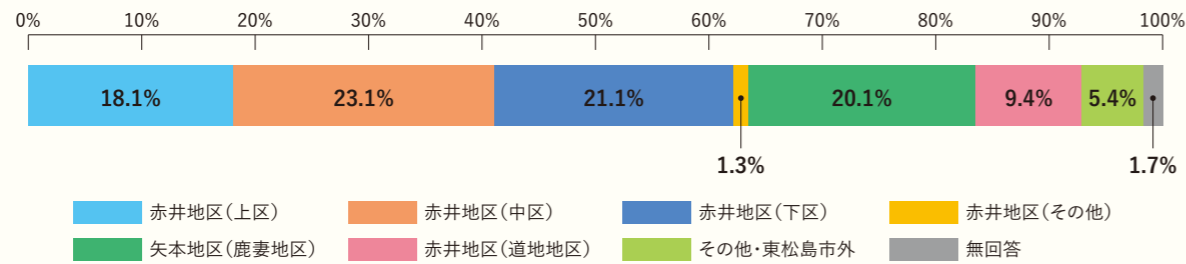
<第1部 回答者について>

● Q1

お住まいの場所

傾向：回答者の居住場所は赤井地区が約64%、矢本地区が約30%で赤井地区が約3倍である。

分析：回答率は赤井地区が約38%、矢本地区が約27%で赤井地区の関心が若干高い状況である。



東松島市内の方	回答数	比率
1.赤井地区(上区)	54	18.1%
2.赤井地区(中区)	69	23.1%
3.赤井地区(下区)	63	21.1%
4.赤井地区(その他)	4	1.3%
5.矢本地区(鹿妻地区)	60	20.1%
6.矢本地区(道地地区)	28	9.4%
7.その他・東松島市外	8	2.7%
無回答	5	1.7%
東松島市外の方	8	2.7%
合計	299	

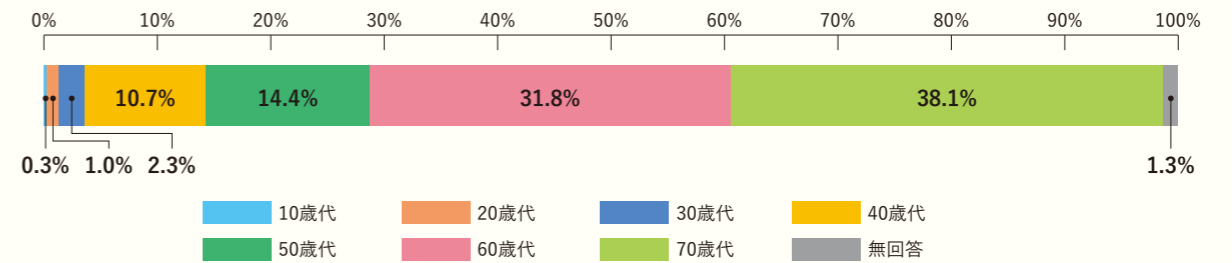
	回答数	比率	発送数
赤井地区(上区)	54	42.9%	126
赤井地区(中区)	69	35.8%	193
赤井地区(下区)	63	33.7%	187
矢本地区(鹿妻区)	60	26.5%	226
矢本地区(道地地区)	28	28.0%	100
赤井地区(その他)			
その他、東松島市外の方	20	35.7%	56
無回答	5		
予備			12
合計	299		900

● Q2

年齢

傾向：回答者の年齢層は、60歳代以上が約70%、30～50歳代が約27%で高齢者が大半である。

分析：必ずしも文化財への理解度を示すものではないが、年齢が高いほど歴史への関心が高い傾向にある。



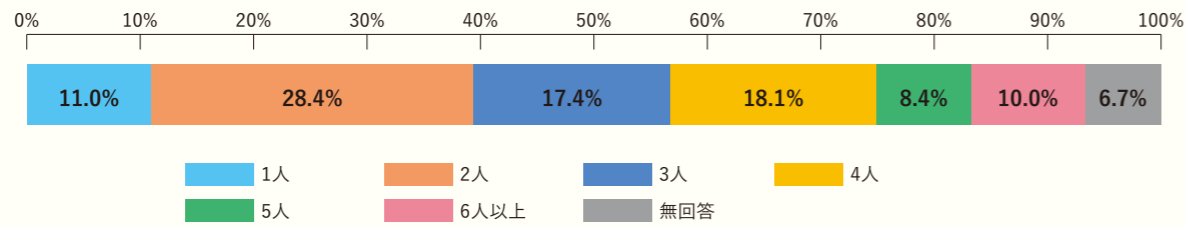
年代	回答数	比率
10歳代	1	0.3%
20歳代	3	1.0%
30歳代	7	2.3%
40歳代	32	10.7%
50歳代	43	14.4%
60歳代	95	31.8%
70歳以上	114	38.1%
無回答	4	1.3%
合計	299	

● Q3

世帯人数

傾向：1世帯の人数が2～4人の家族が約64%を占め、赤井・矢本地区とも少子化の傾向がみられる。

分析：大家族は減少傾向にあり、赤井・矢本地区も小家族の増加による社会構成の多様化が進みつつある。



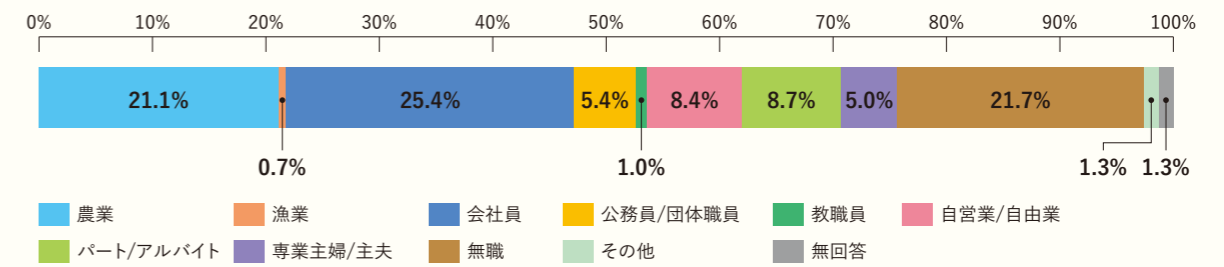
人数	回答数	比率
1人	33	11.0%
2人	85	28.4%
3人	52	17.4%
4人	54	18.1%
5人	25	8.4%
6人以上	30	10.0%
無回答	20	6.7%
合計	299	

● Q4

ご職業

傾向：1次産業従事者が約22%、第2・3次産業従事者が約40%で概ね2倍で1次産業の減少が進んでいる。

分析：赤井・矢本地区の産業構造も1次産業の減少による変化の影響を受け、歴史的環境の継承も難しくなりつつある。



職業種別	回答数	比率
農業	63	21.1%
漁業	2	0.7%
会社員	76	25.4%
公務員/団体職員	16	5.4%
教職員	3	1.0%
自営業/自由業	25	8.4%
パート/アルバイト	26	8.7%
専業主婦/主夫	15	5.0%
学生	0	0.0%
無職	65	21.7%
その他	4	1.3%
無回答	4	1.3%
合計	299	

< 第2部 赤井官衙遺跡群について >

史跡赤井官衙遺跡群は赤井官衙遺跡と矢本横穴の2つの遺跡からなります。

赤井官衙遺跡は飛鳥時代から奈良時代にかけての「牡鹿郡家」（現在の東松島市や石巻市などを治めた役所）、あるいは中央国家が蝦夷政策のため辺境の地に設置した「牡鹿柵」（軍事・行政の拠点）です。そして、矢本横穴はその役所で勤務した役人一族らの墓所と考えられています。

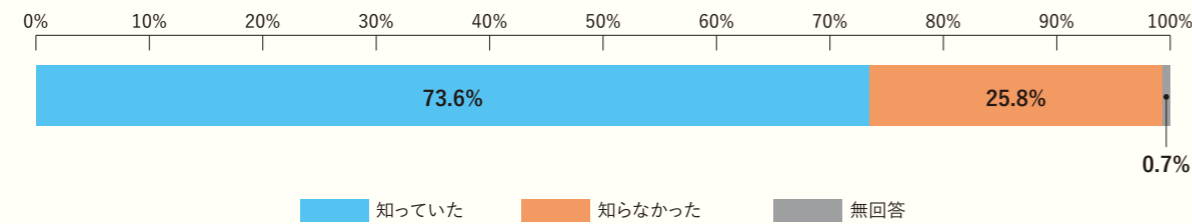
当時の歴史書には、牡鹿郡は古代東北随一の豪族である丸子氏（のちの道嶋氏）が治めていたことが記載されています。一族の中には、都に出仕し貴族にまで昇進した者もいるなど、赤井官衙遺跡は中央国家と深い関わりをもつ重要な遺跡だったことが明らかになっています。

● Q5

あなたがお住いの場所や所有または管理する土地が、赤井官衙遺跡や矢本横穴の範囲内（地図A また地図B の囲いの区域） およびその周辺にあることを知っていましたか。

傾向：赤井官衙遺跡や矢本横穴が居住地に存在することを知っている人が約74%で、知らない人約26%の3倍ほどとなっている。

分析：次のQ6のアンケート結果も併せて推察すると、存在は何となく知っていても具体的な知識は必ずしも高くない可能性がある



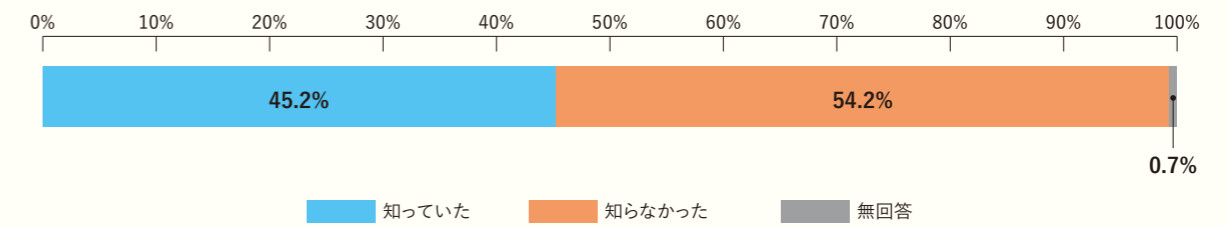
	回答数	比率
知っていた	220	73.6%
知らなかった	77	25.8%
無回答	2	0.7%
合計	299	

● Q6

令和3年3月に赤井官衙遺跡および矢本横穴の一部が、国指定の史跡となったことを知っていましたか。

傾向：知っている人と知らない人の割合がほぼ半々で、里浜貝塚に比べ、同じ国指定史跡としての周知の不足が推定される。

分析：史跡指定に際して講演会などが開催されているが、この他にも周知を目的とした様々な企画等、官民協働による日常的・継続的な活動が不可欠である。



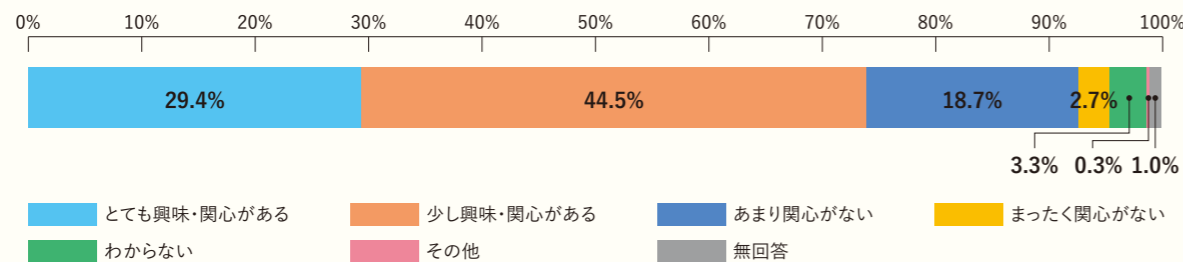
	回答数	比率
知っていた	135	45.2%
知らなかった	162	54.2%
無回答	2	0.7%
合計	299	

● Q7

赤井官衙遺跡群が歴史的に貴重な遺跡であることについて、どう思われますか。

傾向：「関心がある」が約80%で、「関心がない」の約21%を大きく上回っている。

分析：関心がある住民に更なる情報の提供に関する工夫、関心がない住民にも少しでも興味をもってもらうきっかけづくりが大切である。



	回答数	比率
とても興味・関心がある	88	29.4%
少し興味・関心がある	133	44.5%
あまり関心がない	56	18.7%
まったく関心がない	8	2.7%
わからない	10	3.3%
その他	1	0.3%
無回答	3	1.0%
合計	299	

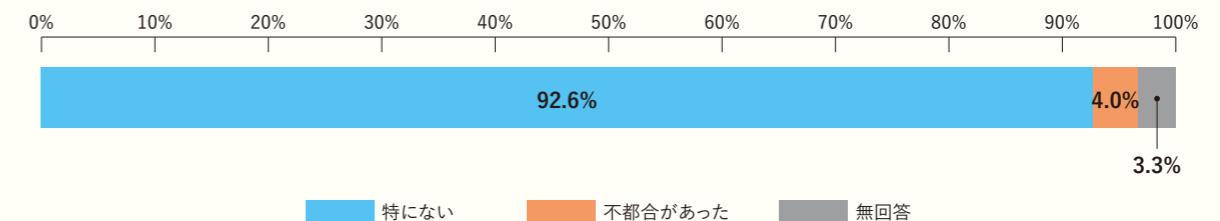
【具体的に】
過去に行政から説明を受けていた
昔の地方行政のあり事など
国指定の史跡となり、興味・関心ができました
引っ越して来たので全く知りませんでした。機会があれば一度見に行きたいです。
歴史があるところに住んでいる事を誇りに思っています。という具体的な事があればなお良いと思います。
以前講演会に参加した
昔役所があったのがすごい！！
石巻かほくに紹介されてから少しずつ横穴、赤井のこともわかってきて興味を持ちました
複数回答あり2.少し興味・関心がある/5.わからない
よくわかりません
東松島の歴史的に貴重であり本市の観光と結びつけられたら良い
あまり関心はないが貴重な遺跡があることは良いと思う
市の宝として保存、管理すべき
当時の国家との関わりがどのようなものだったのか興味深い
歴史が好きだったので興味はある
地元の遺跡なので
今頃知ったので以前知らなかった
昨年赤井官衙遺跡群の現地説明会に参加
家のすぐ裏なのでここに嫁いだから知ったので気になります
むかしの人たちが今、自分がくらしている場所ですどんな生活をしてたかに興味があります

● Q8

あなたがお住いの場所や所有または管理する土地が、遺跡（地図Aまたは地図Bの囲いの区域）やその周辺にあることで、不都合はありましたか。不都合があった場合は具体的に記入して下さい。

傾向：遺跡との関係で不都合は特にないと答えた人がほとんどで約93%にのぼるが、これは現段階で史跡指定面積が小さいために実質的な不都合を経験していない人が多いためと推察される。

分析：不都合があった場合の具体的な事例を踏まえ、今後の追加指定等の際し、行政面からの具体的な施策の検討が不可欠と考えられる。



	回答数	比率
特にない	277	92.6%
不都合があった	12	4.0%
無回答	10	3.3%
合計	299	

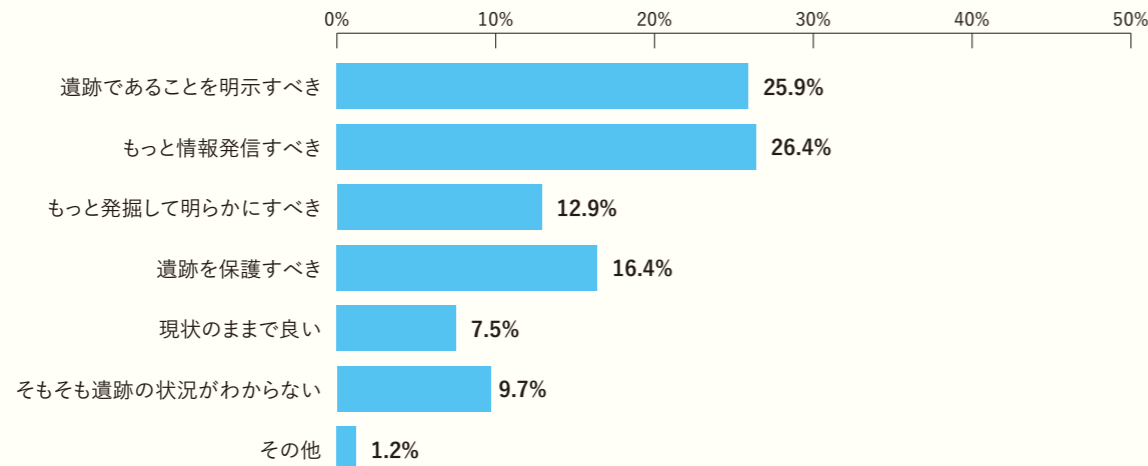
【具体的に】
新築に時間が掛かった(調査)
売れない
川前四地区ほ場整備の中に遺跡の柱が発見され、本来は田んぼであるその部分を保存のために農道にした。そのために全体のほ場の面積が減少(減歩という)。地権者全体で土地を寄付した事になった。
簡単に掘削できない。よって新しい建物をたてられない、それによる手続きに時間が掛かる
農地を深く耕運する時に気を遣う
土地利用において、利用の制約や諸手続きなどが必要となった。
家を新築する際、土地を掘って調整を行う必要があった
住宅建設許可等にかなりの時間を要した
家を新築する際、市の調査が必要であった
住宅の建設時に時間がかかった
震災後購入した土地が遺跡だったことで移転が遅れたこと、加えて発掘で掘り下げられ埋め戻したものの弱い地盤になり2022.3月の地震で被害を受けた。平屋にしたかったが制限された
家を建築時に土地を掘り起こされて地盤が弱くなった為に地盤改良をした為に建築費用が増した
・横穴遺跡の廻り(看板)はゴミだらけになっている時がある
・他区からの住民の意識が悪い(家庭菜園)
存在自体を知らない
家を建てるときに遺物調査やその結果等で時間がかかる
ほ場整備地域にあり工事がおくれた。今は工事完了している
以前住宅の建替時、工事等の延期があった。(遺跡の関係で)

● Q9

赤井官衙遺跡群の現在の状況について、どう思われますか。あてはまるものに○をつけて下さい（複数回答可）。

傾向：情報発信や発掘調査の進展等、積極的な意見が約65%と過半数で、現状維持が約24%となっている。

分析：史跡の保存活用等に係る現状について、丁寧に分かり易い情報発信の必要が求められている。



	回答数	対回答総数の比率	対回答者数の比率
遺跡であることを明示すべき	142	25.9%	47.5%
もっと情報発信すべき	145	26.4%	48.5%
もっと発掘して明らかにすべき	71	12.9%	23.7%
遺跡を保護すべき	90	16.4%	30.1%
現状のままで良い	41	7.5%	13.7%
そもそも遺跡の状況がわからない	53	9.7%	17.7%
その他	7	1.3%	2.3%
合計	549	100.0%	回答者数 299

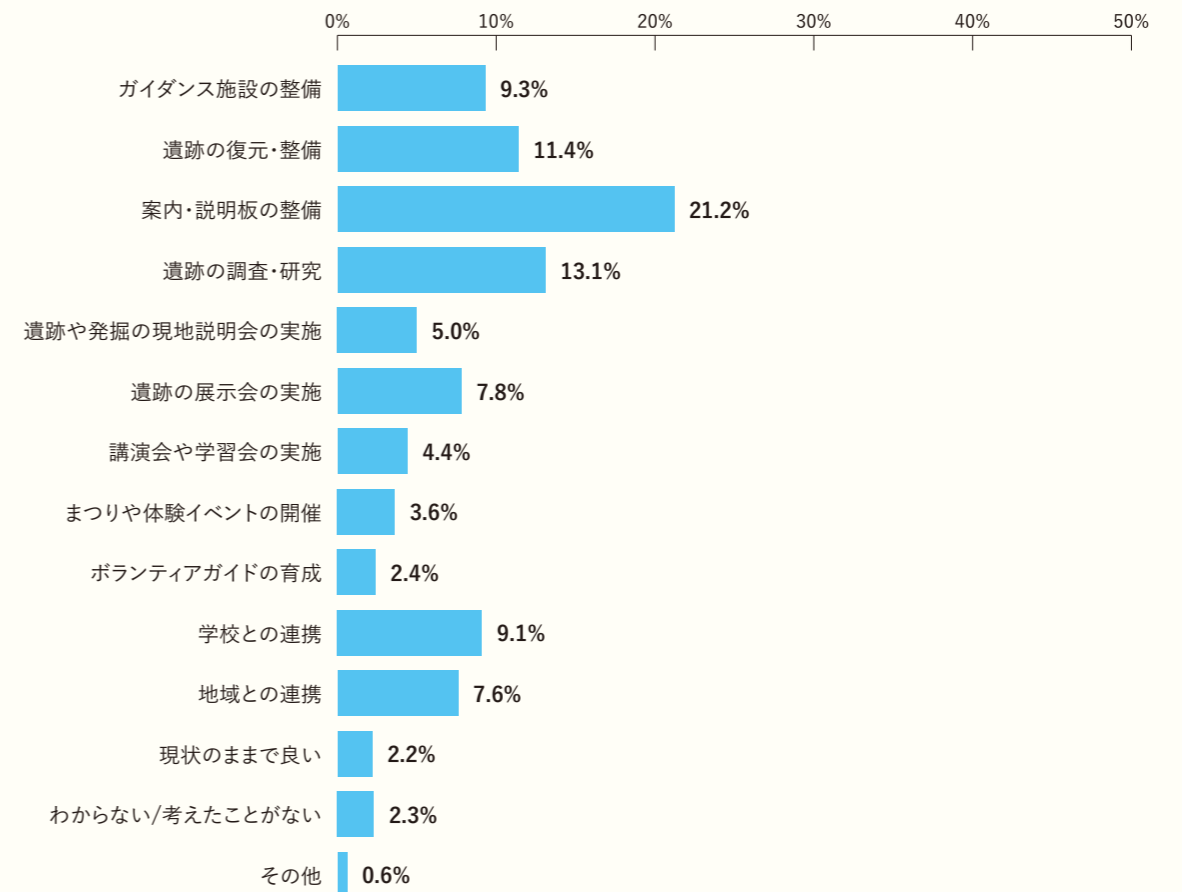
【具体的に】
金をかけなくてもいい。きりがいい！
市役所の職員もわからないのでは、どうにもならない
丸子氏や古代歴史についてもっと東松島でとり上げて情報を広報していくのであればもっと調査や発掘をされていくこともよいように感じます
重要なのはわかるが、原住民やその他の人が重要性にわかってない。自分の土地に遺跡が出てくると、やっかい物扱いにされている感じがする。こちらではどう評価すればわからない。
興味あるけど一般公開されているとか近づいて良いとかわからなくて遠い存在になっている
関心がないからわからない

● Q10

赤井官衙遺跡群を地域のたからとして活かし、次世代へ継承していくためには、何が必要と思いますか。あてはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

傾向：次世代へ継承していくために必要なこととしては、「調査研究及び成果の公開」「ガイドンス施設や史跡整備」「イベントの開催」「情報発信に係る人材の育成」がそれぞれ約20%前後で、合わせると約75%である。

分析：地域の宝として何世代にも渡って継承していくには、様々な視点からの事業の展開、様々な人々の参加による企画運営等を継続的に実現していくことが不可欠である。



	回答数	対回答総数の比率	対回答者数の比率
ガイドダンス施設の整備	81	9.3%	27.1%
遺跡の復元・整備	99	11.4%	33.1%
案内・説明版の整備	184	21.2%	61.5%
遺跡の調査・研究	114	13.1%	38.1%
遺跡や発掘の現地説明会の実施	43	5.0%	14.4%
遺跡の展示会の実施	68	7.8%	22.7%
講演会や学習会の実施	38	4.4%	12.7%
まつりや体験イベントの開催	31	3.6%	10.4%
ボランティアガイドの育成	21	2.4%	7.0%
学校との連携	79	9.1%	26.4%
地域との連携	66	7.6%	22.1%
現状のままで良い	19	2.2%	6.4%
わからない/考えたことがない	20	2.3%	6.7%
その他	4	0.5%	1.3%
合計	867	100.0%	回答者数 299

その他選択【具体的に】
遺跡についてわからない考えたことがない。人が多いと思います。遺跡を市民に知ってもらうことが必要だと思います。
東松島には縄文村などもあり、またこのような史跡がありますので地元で歴史に地域の方や子供たちが触れていくことはすばらしいことだと思います
小中学校の課外授業や矢本のお祭りなどで子供たちを中心に感心をもってもらえれば良いと思う。それに付き添う大人もついでに見てもらいイメージアップが出来れば見る目が変わるのかも。
縄文村歴史資料館に一括管理するのではなく、遺跡周辺も含めて資料館を建設すべき。財源をやりくりしてぜひ実現してほしい。土地は提供します
キャラクターの設定
地域のたからとして活かす当地区の目玉として世に広く伝えられる取組み（国、県、東松島市）を希望します
歴史に興味ある人たちの観光の場所となりうる可能性がある
確実に興味のある人間にしか重要性が分かっていない。学校とも連携しながら、又、お祭り・イベント関係などで少しずつ周知させていくべき。講演会等でも限定的なおタクの人間しか行かないと思う
近くの赤井小などで一度遺跡に行ってみるイベントなどがあると良い（もう行っていたらすみません）
一般市民でもわかりやすい資料を整理し広報してほしい。歴史的に貴重な遺跡だと思うので。
東北の有名な遺跡場所など歩いたが展示施設を含め地産、地消をもっと押し進めるべきである。集客を考える事も大切だと思います
そもそも「宝」としての価値が有るのか？
東松島在住の芸術家や表現者に演劇やパフォーマンス、歌などで老若男女問わずキャッチーに伝えていくべき。仕事を生み、PRにも伝送にもなる。
2.遺跡の復元・整備 →VRや模型 改まった機会ではなく、多くの人に興味を持ってもらうためにオール赤井まつりでクイズやPRなどどうか？赤井市民センターの住民向け講座など
他区の人々がいつも目に止まるように展示が必要！！（地区センターに何も説明しているものがない!!!

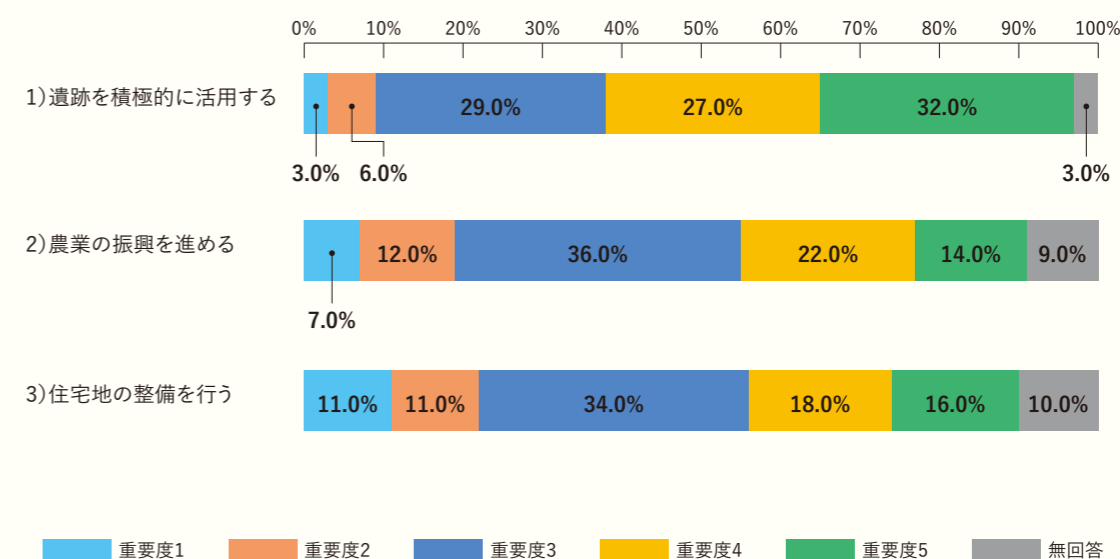
● Q11

今後の赤井官衙遺跡群および周辺のまちづくりの方向性について、1～3の重要度を5段階の中から選択して○をつけてください。あてはまらない場合は、4～6から選択して○をつけてください。

傾向：史跡および周辺の街づくりの方向性について、重要度4～5で回答の合計比率は下記の通りである。

1. 遺跡の積極的活用 ～約59%
2. 農業の進行 ～約36%
3. 住宅地の整備 ～約64%

分析：まちづくり方向性としては、生活に直接的に係わる3が重要と考える比率が高いが、1)についても過半数を超えている。史跡の保存という観点からは2)は共存、3)は対立する関係にあり、難しい問題を含む。Q10のアンケート結果も併せて総合的な行政施策が求められている。



	重要でない ←————→ <重要>					無回答
	1	2	3	4	5	
1.遺跡を積極的に活用する	7(3%)	13(6%)	66(29%)	60(27%)	72(32%)	7(3%)
2.農業の振興を進める	16(7%)	28(12%)	82(36%)	49(22%)	32(14%)	18(9%)
3.住宅地の整備を行う	24(11%)	25(11%)	76(34%)	41(48%)	36(16%)	23(16%)

凡例：回答数(比率) 回答者数：225

【1～3にあてはまらない場合】	回答数	比率
4.現状のままで良い	30	10.0%
5.わからない	42	14.0%
6.その他	2	0.7%
1～3回答済みもしくは無回答	225	75.3%

回答者数合計：299

【具体的に】
周辺のまちづくりは何がベストなのか正直わかりませんが、今ある田んぼもこの遺跡も大切な財産だと思います
中途半端な指定なく、はっきり、しっかりとした方針で施行してほしい
地域の活性化や産業振興に結びつく様な遺跡の研究や活用の方法を探してほしい。地域住民のじゃまになるだけでは大変残念です。
場所にもよると思う
遺跡の調査・研究成果次第で積極的に活用すれば良いと思う
農業を重視し食糧危機にならないように

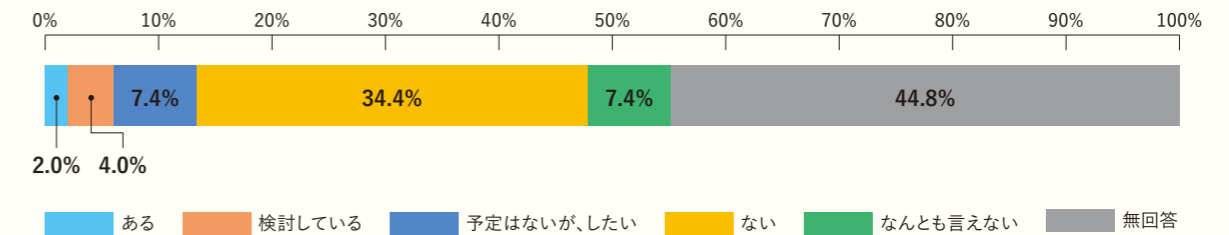
● Q12

遺跡内（地図 A また地図 B の囲いの区域）にお住まいの方、土地を所有または管理している方にお聞きします。

土地・建築物等について、今後、新築や建替え、農地の転用、土地・家の売却や購入、太陽光施設の設置などの予定はありますか。

傾向：所有地の新たな転用等について、「予定がある又は希望している」が約 13%、「予定していない又は不明」が約 42%で、無回答が約 45%となっている

分析：社会環境等の変化に合わせ、土地利用の状況も左右されるのが通常であり、史跡の保存活用の進展のためには、その将来予測も必要不可欠である。



	回答数	比率
ある	6	2.0%
検討している	12	4.0%
予定はないが、したい	22	7.4%
ない	103	34.4%
何とも言えない	22	7.4%
無回答	134	44.8%
合計	299	

	回答数	比率
家・倉庫などの新築や建替え	17	5.7%
農地の転用	12	4.0%
土地・家の売却	11	3.7%
土地・家の購入	2	0.7%
太陽光施設の設置（野立て）	5	1.7%
その他	1	0.3%
無回答	251	83.9%
合計	299	

5) 関係法令（抜粋）

文化財保護法

昭和二十五年法律第二百十四号  
(令和四年法律第六十八号改正)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。  
(中略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）  
(中略)

3 この法律の規定（第九十条、第十十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三條第一項第十号及び第十一号、第六十五條並びに第七十一條の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。  
(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。  
(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。  
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。  
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。  
(中略)

第三章 有形文化財  
第一節 重要文化財  
(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。  
(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。  
2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節及び第八十七條第一項第一号において「管理責任者」という。)に選任することができる。  
3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。  
(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。  
2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文

部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。  
(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。  
2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八條第二項の規定を準用する。  
5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第八十七條第一項第一号において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。  
第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。  
2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八條第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。  
2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。  
(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。  
(中略)

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。  
2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。  
(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管

● Q13

赤井官衙遺跡群の今後の保存管理や活用方法、史跡を活かしたまちづくり等について、ご意見ご要望をお聞かせください。

傾向：自由回答なので様々な意見があり、統計的な傾向の把握は不可能であるが、回答数で観ると一番多いのは史跡に関する周知の不足に関する意見、次に活用や整備に関する希望や有り方等についてが多くみられる。

分析：回答に対する受けとめ方についても、様々と推察されるので公正な分析は難しく、ここでは回答総数 87 件の中から下記の各項目に関連する、より具体的な幾つかの回答について、文章の誤記等を多少整理したうえで、そのまま掲載するに留めることとする。

① 史跡に関する情報発信と周知

- ・重要なのは理解出来るが土地の住民が専門家と理解と知識のギャップがあるのを感じる。調べたい人の気持ちや伝われれば、町づくりが遅れても重要な物の理解と市の成長につながると思う。
- ・子供の頃から地元を目を向ける機会や教育を行って欲しいと思います。まずは遺跡群があるということ、後世に残していった方が良いことを展示したり、様々な機会を設けて情報発信することと、その場に行った時に分かりやすく案内板を設けるなどご検討下さい。
- ・子供が赤井小学校に通っています。私よりも子供のほうが赤井の遺跡群についての知識があります。教えてもらっている子供たちが大きくなった時、それを語りついていく。そういう未来が理想だなと思います。
- ・遺跡がある事は知っていたけど、情報が入らず、そんなに重要性があるのは知らなかった。歴史についての勉強会など、市の講演会などやってほしい。PR 不足だと思う。地元でも歴史の内容が知らない。

② 史跡の保存・管理

- ・どうするとよいか？はわかりませんが震災でなくしてしまった歴史跡（野蒜築港？）もあると思いますので残っている遺跡や歴史を大切にすることもよいように感じます。私達はこれまで先祖代々と受け継がれて今があるのですから・・・。
- ・遺跡の保存管理をしっかりとする事をみんなに知ってもらう必要があると思いました。学校の生徒の勉強のために遺跡を見て意見を出して考える場を設ける事も活用になると思います。
- ・関係者地域の意向に沿った取組に努めてほしい。特に震災があったものの、市としては当初の事業への取組から時間が経過しており、焦りがあるかもしれないが、今後も慎重な取組に努めてほしい。

③ 史跡の整備・活用

- ・資料館の建設をぜひお願いしたい。遺物の展示だけでなく当時の衣食住など民俗学的な視点からの体験学習の場を提供し、全国各地、世界から観光客を呼び込む手立てを考えてほしい。来春の「道の駅」開業ともあわせて大々的に PR してほしい。
- ・国指定の史跡になっていて、幅広く広報をしていっても良いのではないかと。周辺の土地を有効に活用しての集客なども考えるべき。宮戸の「縄文村」だけではなく、同じような施設の建設を考えても良いのでは。

る官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定によ

る官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(中略)

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定によ

る官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七十条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府

理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(中略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、

所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）  
第十一章 文化審議会への諮問

第二節 国に関する特例

（中略）

（国に関する特例）

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

（中略）  
第六十六条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

（中略）  
2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

（中略）  
第三節 地方公共団体及び教育委員会

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（中略）  
（書類等の経由）

現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）  
第二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。（現状変更等の許可の特例）  
第二十九条の四 第二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）  
第二十九条の五 文化庁長官は、第二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）  
第二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）  
第二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求め

ることができる。

（管理団体による買取りの補助）  
第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に關する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
  - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の

場合、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定には、その許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）  
第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするにつ

いて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）  
第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）  
第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）  
第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に關する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
  - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の

場合、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

8 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第六十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第七十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）  
第七十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）  
七十二 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）  
第七十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である

所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第七十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第七十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第八十条 所有者がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第八十一条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）  
第八十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）  
七十二 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）  
第七十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である

所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第七十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）  
第七十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

は修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を对象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を对象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（後略）

### 文化財保護法施行令

表紙

目次

表紙

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）
（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

（中略）
4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第百三十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しく

表紙

目次

表紙

目次

表紙

目次

表紙

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村

二 正当な理由がなく、第二百十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

（中略）

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

（中略）

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第百二十九条の五（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなく、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百二十九条の四（第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条の三、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（中略）

第十三章 罰則

（中略）

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

ものを含む。

（六）工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

（一）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法百十五条第一項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

（一）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（三）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

（一）除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

七 令第五条第四項第一号ト関係

（一）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

（二）「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

（三）木竹の伐採が、法百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

（一）「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史蹟名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

（二）学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

九 令第五条第四項第一号リ関係

（一）「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

（二）「生育状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

（三）「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

（四）「捕獲」には、捕殺を含む。

（五）「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

（六）次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

（七）「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物

申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号。以下「法」という。）百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たつては、法百二十五条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たつては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請書の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

（一）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

（二）次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（三）新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

（四）新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

（一）新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

（一）「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

（二）「道路」には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となつて効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（三）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（四）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（五）道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴う

第四条 法百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当第三項の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法百六十八条第三項で準用する法百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。（終了の報告）

第三条 法百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法百八十四条第一項第二号及び百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

### 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の許可の事務の処理基準

	平成十二年四月二十八日文部大臣裁定（平成二十七年十二月二十一日改正）
--	------------------------------------

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまた

がつて行われる場合であつても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（二）次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可

に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

（八）「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

十 令五条第四項第一号又関係

（一）「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（中略）

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 変更の年月日
- 変更の事由
- その他参考となるべき事項
- 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（中略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 変更の年月日
- その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

（二）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

（三）天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

十一 令五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成二十八年四月一日から適用する。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号（平成三十一年文部科学省令第七号改正）

準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知つた日

十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（一）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

（三）天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

十一 令五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成二十八年四月一日から適用する。

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

## 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号（平成三十一年文部科学省令第七号改正）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第一百五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

とする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百八条又は第二十條で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号（平成三十一年文部科学省令第七号改正）

（一）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

（三）天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（五）復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面を添えるものとする。

（六）復旧の着手及び終了の予定時期

（七）復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

（八）その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（一）本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

（三）天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（五）復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面を添えるものとする。

（七）復旧の着手及び終了の予定時期

（八）その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

## 史跡 赤井官衙遺跡群 保存活用計画書

令和7年3月31日 発行

発行 宮城県東松島市教育委員会  
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1  
TEL 0225 (82) 1111

印刷 株式会社 鈴木印刷所  
〒981-0861 宮城県石巻市蛇田字新谷地前 121  
TEL 0225 (22) 4101